

申込書記入例

- 記入例にそって、もれなく①～⑦に従ってご記入・チェック回をつけて押印ください。
- お申し込み内容に修正がある場合は、該当箇所を二重線にて抹消し、訂正内容をご記入・チェック回をつけて、必ず訂正印を押印ください。
- ご記入・チェック回は、黒のボールペン(消せるボールペンは不可)をご使用ください。

- 1 申込日(告知日)**
 - 必ずご記入ください。
- 2 氏名、性別、生年月日欄**
 - 印字されていない場合、必ず必要事項をご記入・チェック回をつけてください。
 - 印字されている場合は、氏名(カナ)、性別、生年月日に誤りがないかご確認ください。
- 3 お申し込み欄**
 - 申込書提出の際は、すべての商品についてもれなくご記入・チェック回をつけてください。(加入希望なしの際は「加入しない」にチェック回)
 - 総合医療保障コース(セット型)は総合医療保障コース(基本型)と同額にてご加入ください。
 - 総合医療保障コース(セット型)親介護のご加入にあたっては、本人の親は本人の総合医療保障コース(セット型)とセットで、配偶者の親は配偶者の総合医療保障コース(セット型)とセットでご加入ください。
- 4 死亡保険金受取人欄**
 - 新規で指定する場合は、受取人コードまたは個人名(カナ)をご記入ください。
 - 死亡保険金受取人は、配偶者および2親等以内の血族(子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)のなかからご指定をお願いします。
- 5 指定代理請求者指定欄**
 - 新規で指定する場合は、捺印コードおよび個人名(カナ)をご記入ください。
- 6 職業・職務告知欄**
 - 職業・職務を告知願います。
 - 本人が「専務」以外の場合、また、配偶者が「無職」以外の場合、ご記入・チェック回をつけてください。
 - ※本人が「専務」、配偶者が「無職」の場合は記入不要です。
- 7 確認印兼申込印告知印兼特別取扱承諾印**
 - 印鑑は、はっきりと押印ください。

兵庫県市町村職員共済組合 遺族附加年金事業「きずな」加入申込書 兼 告知書

申込締切日 令和5年9月27日 効力発効日(加入日) 令和6年1月1日

お申込内容 新規加入する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。

1 申込日(告知日) 令和5年9月20日

2 氏名、性別、生年月日欄
ワカバ タロウ 男 55年12月1日

3 お申し込み欄
きずな生命保険部分 G コース
きずなプラス 15年10月7日5日
総合医療保障コース(基本型) 10,000 8,000 5,000 3,000
総合医療保障コース(セット型) 10,000 8,000 5,000 3,000
重病克服支援コース 500 300
7大疾病保障特約 付加する(1) 付加しない(5)
がん・上皮内新生物保障特約 付加する(1) 付加しない(5)
指定代理請求者指定欄 1
死亡保険金受取人欄 1

4 職業・職務告知欄
ワカバ ハナ

5 確認印兼申込印告知印兼特別取扱承諾印

6 職業・職務告知欄
ワカバ ハナ

7 確認印兼申込印告知印兼特別取扱承諾印

200 ワカバ ハナコ 女 60年3月23日

210 アオバ カズオ 男 40年10月22日

220 アオバ カズコ 女 40年10月22日

230 ワカバ イチロウ 男 24年6月10日

240 ワカバ イチロウ 女 24年6月10日

250 ワカバ イチロウ 男 24年6月10日

260 ワカバ イチロウ 女 24年6月10日

270 ワカバ イチロウ 男 24年6月10日

280 ワカバ イチロウ 女 24年6月10日

290 ワカバ イチロウ 男 24年6月10日

300 ワカバ イチロウ 女 24年6月10日

310 ワカバ イチロウ 男 24年6月10日

320 ワカバ イチロウ 女 24年6月10日

330 ワカバ イチロウ 男 24年6月10日

340 ワカバ イチロウ 女 24年6月10日

350 ワカバ イチロウ 男 24年6月10日

令和5年度

遺族附加年金事業 「きずな」

中途加入

共済組合員のみなさんへ 中途加入のご案内

きずな	災害保障特約付子ども特約付子ども災害保障特約付年金払特約付半年払保険料併用特約付	P.9
きずなプラス	年金払特約付障害特約付新・団体定期保険[生命保険]	P.17
総合医療保障コース	家族特約付短期入院特約付医療保障保険(団体型)[生命保険]・医療保険[損害保険]	P.27
重病克服支援コース	7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)[生命保険]	P.37
長期療養収入補償コース	精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険[損害保険]	P.45
団体傷害補償制度	賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険[損害保険]、賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付家族傷害保険[損害保険]	P.49
入院医療費支援制度	疾病入院支援特約、傷害入院支援特約、疾病入院初期費用特約、傷害入院初期費用特約付医療保険[損害保険]	P.54

※中途募集につき、新規加入のみのお取り扱いとなります。(既加入の方のコース変更のお取り扱いはございません。) ただし今回は「きずな」加入者に対する「きずなプラス」の追加加入を取り扱います。

わからないことやご質問がある場合はお気軽にお電話ください。

受付は 月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:30

専用フリーダイヤル **0120-076-669**

令和5年8月16日(水)～9月27日(水)

※設置期間終了後は078-252-2270まで

「きずな」は、保険期間1年の制度です。そのため、保険期間中での脱退は原則取り扱っておりません(退職を除く)。

△ご注意!!

当制度は、兵庫県市町村職員共済組合が契約者となり運営している福利厚生制度の団体保険です。組合員の方が、配布された関係書類(パンフレット・申込書等)をもとに、ご自身で制度内容・告知内容等を確認、ご了承いただきお申し込みいただくしくみです。

加入観望のため、制度推進員が所属訪問による制度説明を実施する場合がありますが、全所属・全組合員への訪問は出来ません。訪問・説明を希望される場合は、事前にご連絡をお願いいたします。

また、制度推進員等に口頭でお話しされても申込み・告知していただいたことにはなりません。あらかじめご了承ください。

責任開始期 令和6年1月1日(月) (加入日)

申込締切日 令和5年9月27日(水) (所属担当課必着日)

各所属所により、提出締切日が異なりますので、ご注意ください。

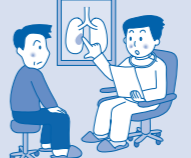


※【契約概要】【注意喚起情報】はP62～P66に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

兵庫県市町村職員共済組合 事務取扱 (有)兵庫ライフサービス

MY-A-23-団-006216 MY-A-23-団-006217
MY-A-23-医-006218 MY-A-23-特疾-006219
MYG-A-23-L-387 MYG-A-23-傷-385 MYG-A-23-傷-386
MYG-A-23-医-388 MYG-A-23-家傷-390 MYG-A-23-医-389

きずな P9-P16, P22-P26
きずなプラス P17-P24
総合医療保障コース P27-P36
重病克服支援コース P37-P44
長期療養収入補償コース P45-P48
団体傷害補償制度 P49-P53
入院医療費支援制度 P54-P56
ご請求について P57-P58
きずな退職後XT P61
契約概要 起情報 P62-P66

遺族附加年金事業「きずな」制度概要

ページ数	制度名	配当金の有無	加入対象者	保障内容	「きずなNEXT」(退職後の制度)	
					継続可否	継続可能年齢
P9~16 P22~26	きずな	○ (「きずな(損害保険部分)」に配当金はありません)	本人 配偶者 子ども	<ul style="list-style-type: none"> ●万一(死亡・高度障害)のとき、ご遺族の生活を維持していくために必要な費用を長期間受け取ることができます。 	○	69歳
P17~24	きずなプラス ※必ずきずなとセットで加入ください	○	本人 配偶者	<ul style="list-style-type: none"> ●「きずな」とあわせて加入することで、万一(死亡・高度障害)の場合のほか、公的障害年金1級・2級の認定に連動して保険金・給付金を給付します。 ※公的障害年金1級・2級の認定に連動した保険金・給付金は本人のみ保障の対象となります。 	○	80歳
P27~36	総合医療保障コース	○ (セット型に配当金はありません)	本人 配偶者 子ども 本人・配偶者の親 (セット型に子どもは加入できません)	<ul style="list-style-type: none"> ●病気やケガで継続して2日以上入院のとき、1日目から入院給付金を受け取ることができます。(基本型) ●三大疾病、所定の生活習慣病、女性疾病による入院・手術を保障します。(セット型) ●親が所定の要介護状態になったときに親介護保険金が補償対象となります。(セット型親介護特約) 	○	69歳
P37~44	重病克服支援コース	×	本人 配偶者	<ul style="list-style-type: none"> ●所定の悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中の備えとして、闘病資金を確保します。特約を付加した場合、7大疾病や上皮内新生物への保障も準備できます。 	○	69歳
P45~48	長期療養収入補償コース	×	本人	<ul style="list-style-type: none"> ●病気・ケガ・所定の精神障害で就業障害となってしまった場合、長期休職の場合の所得を補てんできます。 	×	—
P49~53	団体傷害補償制度	×	本人 配偶者 子ども	<ul style="list-style-type: none"> ●賠償責任・ケガによる入・通院等を幅広く補償します。 	○	69歳
P54~56	入院医療費支援制度	×	本人 配偶者 子ども	<ul style="list-style-type: none"> ●病気・ケガによる入院をカバーします。 	○	69歳

※年齢は保険年齢です。

1 加入資格一覧

きずな・きずなプラス

【きずな】

本人…共済組合員(注1)で申込書記載の告知内容に該当し、令和5年7月1日現在満14歳6ヵ月を超え、令和6年4月1日現在満60歳までの方(継続の場合は令和5年7月1日現在満69歳6ヵ月まで)。

配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和5年7月1日現在満18歳以上、満68歳6ヵ月までの方(継続加入は満69歳6ヵ月まで)。ただし、令和4年4月1日時点で満16歳以上満18歳未満の女性の方は配偶者として加入することができます。

なお、損害保険部分は以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

【きずなプラス】 ※必ず「きずな」とセットで加入ください。

本人…「きずな」加入の共済組合員(注1)で申込書記載の告知内容に該当し、令和5年7月1日現在満14歳6ヵ月を超え、令和6年4月1日現在満60歳までの方(継続の場合は令和5年7月1日現在満80歳6ヵ月まで)。

子ども…本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します)で申込書記載の告知内容に該当し、令和5年7月1日現在満2歳6ヵ月を超え、満22歳6ヵ月までの方。

配偶者…「きずな」加入の共済組合員の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和5年7月1日現在満18歳以上、満68歳6ヵ月までの方(継続加入は満80歳6ヵ月まで)。ただし、令和4年4月1日時点で満16歳以上満18歳未満の女性の方は配偶者として加入することができます。

(注1) 共済組合員のうち、令和6年4月1日現在満61歳以上の組合員、非常勤職員(短期組合員)は除く。

【告知内容】 本人 【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。	【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
本人・配偶者・子ども共通 【過去12ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。	本人・配偶者・子ども共通 【過去3ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめていません。 (注) 検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 【過去2年以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注) ①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。

〈別表〉 がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※新規加入・増額をされる場合は必ず加入資格・告知内容をご確認ください。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

告知の対象とならない事項

(きずな・きずなプラス・総合医療保障コース・重病克服支援コース・長期療養収入補償コース・入院医療費支援制度)

- 医師による治療として処方されたものではなく健康増進のための市販のビタミン剤の服用
- 歯科医師による虫歯の治療 ●手術により完治した急性虫垂炎 ●完治後のかぜ ●色覚異常
- 現在治療をうけていない花粉症・水虫 ●妊娠中および分娩後で定期健診のみ受診

総合医療保障コース (基本型)・(セット型)・(セット型女性特約)

※必ず「きずな」とセットで加入ください。

総合医療保障コース(基本型)・(セット型)・(セット型女性特約)

本人…「きずな」加入の共済組合員(注1)で、申込書記載の告知内容に該当し、令和5年7月1日現在満14歳6ヵ月を超え、令和6年4月1日現在満60歳までの方(継続の場合は令和5年7月1日現在満69歳6ヵ月まで)。

配偶者…「きずな」加入の共済組合員の配偶者で、申込書記載の告知内容に該当し、令和5年7月1日現在満18歳以上、満69歳6ヵ月までの方。ただし、令和4年4月1日時点で満16歳以上満18歳未満の女性の方は配偶者として加入することができます。

子ども…本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されているこどもで、申込書記載の告知内容に該当し、令和5年7月1日現在満0歳を超え満22歳6ヵ月までの方(基本型のみ加入となります)。

(注1) 共済組合員のうち、令和6年4月1日現在満61歳以上の組合員、非常勤職員(短期組合員)は除く。

【告知内容】 本人 【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。	本人・配偶者・子ども共通 【過去3ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめていません。 (注) 検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 【過去2年以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注) ①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。
---	--

総合医療保障コース(セット型親介護特約)

●本人・配偶者の親(親介護保険金部分のみ)

本人および配偶者の戸籍上の実父母(養父母を除く)で、申込書記載の告知内容に該当し、令和5年7月1日現在満29歳6ヵ月を超え満80歳6ヵ月までの方。

【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。	(注)「治療」には、指示・指導を含みます。 心筋こうそく、脳卒中(脳出血、脳こうそく、くも膜下出血)、認知症、アルツハイマー病、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋萎縮性側索硬化症、知的障害、精神病、統合失調症 ・申込日(告知日)より起算して過去5年以内に高血圧を原因とする入院をしたことはありません。
【過去5年以内の健康状態】 ・申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、下記の項目で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことはありません。	【現在までの健康状態】 公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことはありません。

重病克服支援コース

本人…共済組合員（注1）で申込書記載の告知内容に該当し、令和6年1月1日現在満14歳6ヵ月を超え、令和6年4月1日現在満60歳までの方。

配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和6年1月1日現在満18歳以上、満64歳6ヵ月までの方（配偶者だけの加入はできません）。ただし、令和4年4月1日時点で満16歳以上満18歳未満の女性の方は配偶者として加入することができます。

（注1）共済組合員のうち、令和6年4月1日現在満61歳以上の組合員、非常勤職員（短期組合員）は除く。

<p>【告知内容】 本人</p> <p>【現在の就業状態】 申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 （注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p> <p>配偶者</p> <p>【現在の健康状態】 申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 （注）①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。</p>	<p>本人・配偶者共通</p> <p>【過去3ヵ月以内の健康状態】 申込日（告知日）より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。 （注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。</p> <p>【過去5年以内の健康状態】 申込日（告知日）より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。</p> <p>（がん・上皮内新生物保障特約について） 当特約を新規付加するまたは当特約が付加された主契約保険金を増額する場合は、上記の告知に併せて、以下の【現在までの健康状態】をご確認ください。</p> <p>【現在までの健康状態】 申込日（告知日）現在までに、悪性新生物（がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます）または上皮内新生物（上皮内がん）と診断されたことはありません。</p>
--	---

<p>がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心臓こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病</p>
--

- ※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。
- ※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。
- ※過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません。
- ※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き共済組合員（注1）である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

- ※過去に7大疾病保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても7大疾病保障特約の再度付加はできません。
- ※**加入日（*）よりも前に「悪性新生物（がん）」と診断確定されていた場合には**、加入日（*）以降に新たに「悪性新生物（がん）」と診断確定されても、特定疾病保険金（7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約が付加されている場合は、その保険金を含む）のお支払いの対象なりません。
（*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

長期療養収入補償コース

※保険金月額、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

本人…共済組合員（注1）で申込書記載の告知内容に該当し、令和5年7月1日現在満15歳を超え、令和6年4月1日現在満60歳までの方。

（注1）共済組合員のうち、令和6年4月1日現在満61歳以上の組合員、非常勤職員（短期組合員）は除く。

<p>【現在の就業状態】 申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 （注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p> <p>【過去3ヵ月以内の健康状態】 申込日（告知日）より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。 （注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。</p>	<p>【過去2年以内の健康状態】 申込日（告知日）より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 （注）① 同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。 ③ 診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。</p>
---	--

団体傷害補償制度

本人…共済組合員（注1）で令和5年7月1日現在満14歳6ヵ月を超え、令和6年4月1日現在満60歳までの方（継続の場合は令和5年7月1日現在満69歳6ヵ月まで）。

子ども…**本人が扶養する子**（健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します）で、令和5年7月1日現在満0歳から満22歳6ヵ月までの方。

配偶者…共済組合員の配偶者で、令和5年7月1日現在満18歳以上、満69歳6ヵ月までの方。ただし、令和4年4月1日時点で満16歳以上満18歳未満の女性の方は配偶者として加入することができます。

（注1）共済組合員のうち、令和6年4月1日現在満61歳以上の組合員、非常勤職員（短期組合員）は除く。

なお、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

<p>オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業</p>

入院医療費支援制度

本人…共済組合員（注1）で申込書記載の告知内容に該当し、令和5年7月1日現在満14歳6ヵ月を超え、令和6年4月1日現在満60歳までの方（継続の場合は令和5年7月1日現在満69歳6ヵ月まで）。

子ども…加入者本人の子どもで申込書記載の告知内容に該当し、令和5年7月1日現在満0歳を超え満22歳6ヵ月までの方。ただし、子どものみのお申込みはできません。本人とセットでご加入ください。

配偶者…加入者本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和5年7月1日現在満18歳以上、満69歳6ヵ月までの方。配偶者のみのお申込みはできません。本人とセットでご加入ください。ただし、令和4年4月1日時点で満16歳以上満18歳未満の女性の方は配偶者として加入することができます。

（注1）共済組合員のうち、令和6年4月1日現在満61歳以上の組合員、非常勤職員（短期組合員）は除く。

<p>本人</p> <p>【現在の就業状態】 申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 （注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p> <p>配偶者・子ども</p> <p>【現在の健康状態】 申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 （注）①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。</p>	<p>本人・配偶者・子ども共通</p> <p>【過去3ヵ月以内の健康状態】 申込日（告知日）より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。 （注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。</p> <p>【過去2年以内の健康状態】 申込日（告知日）より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 （注）①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。</p>
--	--

※本人が脱退した場合には、配偶者・子どもは同時に脱退となります。

2 事業の概要

遺族附加年金事業「きずな」は共済組合各種事業の補完制度として、組合員の福祉の向上を支援することを目指しております。

3 保険年齢表

令和5年7月1日現在の保険年齢です。(重病克服支援コースの保険年齢はP40～41をご参照ください。)

年齢	生年月日
15歳	平成20年1月2日～平成21年1月1日
16歳	平成19年1月2日～平成20年1月1日
17歳	平成18年1月2日～平成19年1月1日
18歳	平成17年1月2日～平成18年1月1日
19歳	平成16年1月2日～平成17年1月1日
20歳	平成15年1月2日～平成16年1月1日
21歳	平成14年1月2日～平成15年1月1日
22歳	平成13年1月2日～平成14年1月1日
23歳	平成12年1月2日～平成13年1月1日
24歳	平成11年1月2日～平成12年1月1日
25歳	平成10年1月2日～平成11年1月1日
26歳	平成9年1月2日～平成10年1月1日
27歳	平成8年1月2日～平成9年1月1日
28歳	平成7年1月2日～平成8年1月1日
29歳	平成6年1月2日～平成7年1月1日
30歳	平成5年1月2日～平成6年1月1日
31歳	平成4年1月2日～平成5年1月1日
32歳	平成3年1月2日～平成4年1月1日
33歳	平成2年1月2日～平成3年1月1日
34歳	昭和64年1月2日～平成2年1月1日
35歳	昭和63年1月2日～昭和64年1月1日
36歳	昭和62年1月2日～昭和63年1月1日
37歳	昭和61年1月2日～昭和62年1月1日
38歳	昭和60年1月2日～昭和61年1月1日
39歳	昭和59年1月2日～昭和60年1月1日
40歳	昭和58年1月2日～昭和59年1月1日
41歳	昭和57年1月2日～昭和58年1月1日
42歳	昭和56年1月2日～昭和57年1月1日

年齢	生年月日
43歳	昭和55年1月2日～昭和56年1月1日
44歳	昭和54年1月2日～昭和55年1月1日
45歳	昭和53年1月2日～昭和54年1月1日
46歳	昭和52年1月2日～昭和53年1月1日
47歳	昭和51年1月2日～昭和52年1月1日
48歳	昭和50年1月2日～昭和51年1月1日
49歳	昭和49年1月2日～昭和50年1月1日
50歳	昭和48年1月2日～昭和49年1月1日
51歳	昭和47年1月2日～昭和48年1月1日
52歳	昭和46年1月2日～昭和47年1月1日
53歳	昭和45年1月2日～昭和46年1月1日
54歳	昭和44年1月2日～昭和45年1月1日
55歳	昭和43年1月2日～昭和44年1月1日
56歳	昭和42年1月2日～昭和43年1月1日
57歳	昭和41年1月2日～昭和42年1月1日
58歳	昭和40年1月2日～昭和41年1月1日
59歳	昭和39年1月2日～昭和40年1月1日
60歳	昭和38年1月2日～昭和39年1月1日
61歳	昭和37年1月2日～昭和38年1月1日
62歳	昭和36年1月2日～昭和37年1月1日
63歳	昭和35年1月2日～昭和36年1月1日
64歳	昭和34年1月2日～昭和35年1月1日
65歳	昭和33年1月2日～昭和34年1月1日
66歳	昭和32年1月2日～昭和33年1月1日
67歳	昭和31年1月2日～昭和32年1月1日
68歳	昭和30年1月2日～昭和31年1月1日
69歳	昭和29年1月2日～昭和30年1月1日
70歳	昭和28年1月2日～昭和29年1月1日
71歳	昭和27年1月2日～昭和28年1月1日

「きずな」の精神的サポート

■共済組合から遺族へ

家族の不安を少しでも和らげるため、万一の事が起こった場合、家族へ今後の生活のガイダンスを行いたいと考えています。単に「きずな」の年金受取の手続きを説明するだけでなく、「ライフガイド」、「家計収支推移表」を発行し、手続きの場を通じて家族の今後の生活に役立つ活動を行います。

ライフガイド 必要な公的手続きやアドバイスをわかりやすく説明します。
遺家族が当面不安である公的給付・相続を中心にイラスト入りでわかりやすくしたライフガイドを提供します。

家計収支推移表 家計のシミュレーションを行い、今後「いつ・どれくらい」のお金が必要か説明します。
遺家族の今後のライフステージに沿って発生する収入・支出予測を表示します。

ライフガイド

「きずな」(遺族年金)
経済的サポート



生活ガイダンス(ライフガイド)
精神的サポート

家計収支推移表

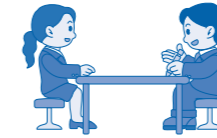


※「きずなNEXT」は対象外です。

「MY生活応援ネット」

(きずな・きずなプラスの保険金受取人向けサービス)

健康・医療等の電話相談
サービスを保険金支払日
より3年間ご提供。



対象者
死亡保険金又は高度障害保険金のお支払いをした
受取人およびその家族

「みんなの健活サービス 障がい相談サービス」

(きずなプラスの保険金受取人向けサービス)

身体の障がいに関する様々な
相談に社会福祉士やケアマネ
ジャーの資格を持つ相談員が
無料でお応えします。



対象者
障害保険金又は高度障害保険金のお支払いをした
受取人およびその家族

本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件・運用規則や内容等は今後変更される可能性があります。

4 きずな

災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険【生命保険】・熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険【損害保険】

意向確認【ご加入前のご確認】

きずなは、以下の保障（補償）の確保を主な目的とする生命保険・損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長

(生命保険部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。
(ただし、今回は6カ月間で収支計算を行います。)

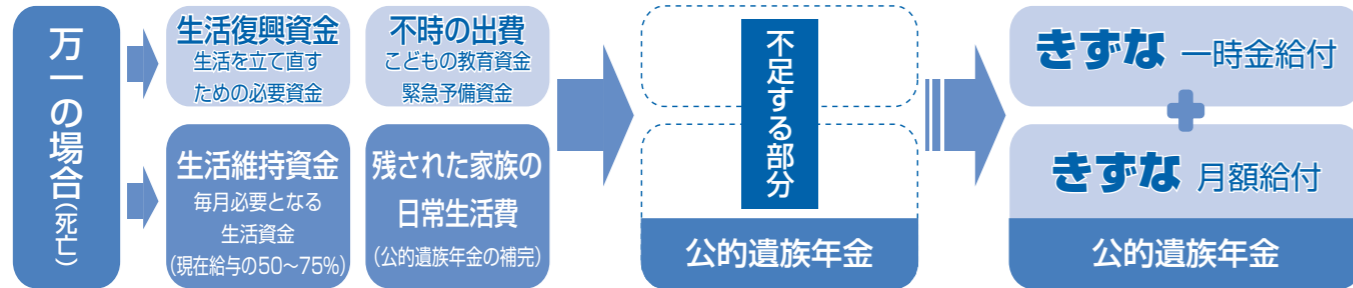
(損害保険部分)

- 急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより死亡・後遺障害となった場合や入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。

制度の主旨

きずなは、万一（死亡）の際に公的遺族年金だけでは不足する生活費を補完し、遺族が安定した生活を送ることを目的とした福利厚生制度です。

- ①もし万一のことがあったら、公的遺族年金が支給されますが… ②その不足分を補うのが**きずな**です!!



●各年代ごとの必要生活費と公的遺族年金（モデル例）

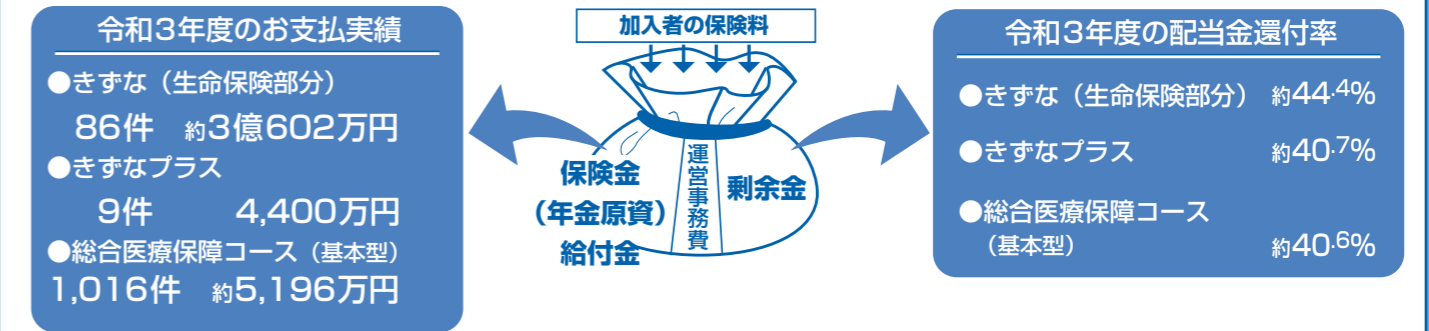
年齢区分	1世帯当たりの1カ月の生活費	係数	① 遺族の1カ月の必要生活費	② 公的遺族年金月額 (モデル例)	① - ② 不足額	60~65歳までの期間
~30歳	約24.5万円	×50%	約12.2万円	約3.4万円	約8.8万円	25年
31~35歳	32.1		24.0	11.5	12.5	25
36~40歳	37.9		28.4	14.6	13.8	25
41~45歳	43.2	×75%	32.4	15.1	17.3	20
46~50歳	46.9		35.2	15.2	20.0	15
51~55歳	49.6		37.2	13.9	23.3	10
56~60歳	47.8	×50%	23.9	14.1	9.8	5

令和3年 地方公務員給与の実態（総務省）

上記「公的遺族年金月額」のモデル例は、令和3年度地方公務員給与の実態<市町村職員ベース>より平均的なライフサイクルに基づいて令和3年度価格で当社試算したもので、**実際の受取額は所得額や家族構成等により異なります。**

きずなのしくみ

「きずな(生命保険部分)」「きずなプラス」「総合医療保障コース(基本型)」は、1年更新の制度です。加入者の皆さんからお預かりした保険料をもとに、ご不幸のあった加入者へ給付を行い、剰余金があれば配当金としてお返しするしくみです。(今回は6ヶ月間での収支計算となります。)



配当金は共済組合の「給付金等受取口座」へ送金します。

「きずな(生命保険部分)」「きずなプラス」「総合医療保障コース(基本型)」は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。今回は6ヶ月間での収支計算となります。(ただし、きずな損害保険部分、重病克服支援コース、長期療養収入補償コース、総合医療保障コース(セット型)、団体傷害補償制度、入院医療費支援制度については配当金はありません。)

- ・配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。
- ・配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

本人おすすめコース

ベストプラン — 遺家族の生活費の不足分を十分に補うベストプラン

コース	年齢	一般の死亡又は高度障害の場合			不慮の事故【注5】による上乗せ給付										保険料 (生命保険部分・損害保険部分合算保険料)				
		受取期間	平均年金 受取月額	年金 受取総額	合計死亡・ 高度障害 保険金 (年金原資)	死亡の 場合 災害保険金 + 死亡・後遺 障害保険金 【注1】	特定感染症に よる死亡の 場合 災害保険金 【注1】	高度障害 障害給付金 (給付割合表 第1級) + 後遺障害保険金 【注1】	身体障害の場合 (程度により) 生命保険部分 障害給付金 (給付割合表 第2級~第6級) 【注2】	損害保険部分 後遺障害保険金 【注2】	入院の場合 4日以内の 入院の場合 入院保険金 (日額) 【注3】	5日以上1120日間の 入院の場合 入院給付金 + 入院保険金 【注4】	手術をした場合 手術保険金 (状況により)	通院の場合 通院保険金 (1日目から)	男性 月払	女性 月払			
Y	15~35歳	年約	万円約	万円約	万円	万円	万円	万円	万円	万円	日額	円	日額	円	万円	日額	円	4,875円	3,795円
	36~40歳	25	14.8	4,450	4,000	1,100	550	1,100	55.0~385	22.0~55.0	8,250	16,500	4,125	8,250	3,000			5,715円	5,155円
V	41~45歳	20	11.1	2,671	2,460	820	410	820	41.0~287	16.4~41.0	6,150	12,300	3,075	6,150	2,500			4,652円	3,865円
	46~50歳																	6,177円	5,021円
D	51~55歳	15	10.6	1,908	1,800	600	300	600	30.0~210	12.0~30.0	4,500	9,000	2,250	4,500	2,000			6,404円	4,784円
	56~60歳																	9,230円	6,026円

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
 ※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=令和5年7月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
 ※記載の各プランはきずな生命保険部分ときずな損害保険部分をセットしたものです。
 ※きずな生命保険部分ときずな損害保険部分ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。 ※それぞれの保障内容、保険料等の詳細はパンフレット15~16、22~26ページをご参照ください。

※記載の保険料は損害保険部分の保険料も含まれています。
 ※記載の保険料は、確定保険料です。
 ※損害保険部分のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。

- 【お取り扱いできない事項の例】
- 保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額等)
 - 保険期間の変更
 - 保険料の払込方法の変更 など

損害保険部分の今回のご案内につきまして以下のお取り扱いはできませんのでご注意ください。
 ・既に本制度にご加入している方(配偶者・子どもを含みます)の、コース(保険金額)変更
 ・既に本制度にご加入している方の、配偶者・子どもの追加加入

[注1] 保険金額は、生命保険部分の災害保険金もしくは障害給付金と損害保険部分の死亡・後遺障害保険金合計額で、それぞれお支払の対象は異なります。なお、生命保険部分は、災害保険金・障害給付金(100%)、損害保険部分は、死亡・後遺障害保険金(100%)となります。

[注2] 生命保険部分の障害給付金と損害保険部分の後遺障害保険金では、それぞれのお支払の対象と程度による給付割合は異なります。
 [注3] [注4] 1日目からの入院給付(損害保険部分)と5日以上入院で1日目からの入院給付(生命保険部分)は、それぞれお支払の対象と程度による給付割合は異なります。

[注5] 損害保険部分において不慮の事故とは=急激かつ偶然な外来の事故のことをいいます。
 ※生命保険部分と損害保険部分の給付内容の内訳及び保険料の内訳については15~16ページの別表をご覧ください。
 ※61歳以上の保険料は14ページをご覧ください。

ステッププラン — 今すぐベストプランは……という方に、思いやりのステッププラン

コース	年齢	一般の死亡又は高度障害の場合			不慮の事故【注5】による上乗せ給付										保険料 (生命保険部分・損害保険部分合算保険料)				
		受取期間	平均年金 受取月額	年金 受取総額	合計死亡・ 高度障害 保険金 (年金原資)	死亡の 場合 災害保険金 + 死亡・後遺 障害保険金 【注1】	特定感染症に よる死亡の 場合 災害保険金 【注1】	高度障害 障害給付金 (給付割合表 第1級) + 後遺障害保険金 【注1】	身体障害の場合 (程度により) 生命保険部分 障害給付金 (給付割合表 第2級~第6級) 【注2】	損害保険部分 後遺障害保険金 【注2】	入院の場合 4日以内の 入院の場合 入院保険金 (日額) 【注3】	5日以上1120日間の 入院の場合 入院給付金 + 入院保険金 【注4】	手術をした場合 手術保険金 (状況により)	通院の場合 通院保険金 (1日目から)	男性 月払	女性 月払			
P	15~35歳	年約	万円約	万円約	万円	万円	万円	万円	万円	万円	日額	円	日額	円	万円	日額	円	3,980円	3,170円
	36~40歳	20	13.5	3,258	3,000	1,000	500	1,000	50.0~350	20.0~50.0	7,500	15,000	3,750	7,500	3,000			4,610円	4,190円
D	41~45歳	15	10.6	1,908	1,800	600	300	600	30.0~210	12.0~30.0	4,500	9,000	2,250	4,500	2,000			3,416円	2,840円
	46~50歳																	4,532円	3,686円
K	51~55歳	15	6.3	1,145	1,080	360	180	360	18.0~126	7.2~18.0	2,700	5,400	1,350	2,700	1,500			3,888円	2,916円
	56~60歳																	5,584円	3,662円

[注1] 保険金額は、生命保険部分の災害保険金もしくは障害給付金と損害保険部分の死亡・後遺障害保険金合計額で、それぞれお支払の対象は異なります。なお、生命保険部分は、災害保険金・障害給付金(100%)、損害保険部分は、死亡・後遺障害保険金(100%)となります。

[注2] 生命保険部分の障害給付金と損害保険部分の後遺障害保険金では、それぞれのお支払の対象と程度による給付割合は異なります。

[注3] [注4] 1日目からの入院給付(損害保険部分)と5日以上入院で1日目からの入院給付(生命保険部分)は、それぞれお支払の対象と程度による給付割合は異なります。

[注5] 損害保険部分において不慮の事故とは=急激かつ偶然な外来の事故のことをいいます。

ご注意

- 配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者・子どもの保険金額は本人と同額以下の年金原資月払部分(保険金額)でお申込ください。
- きずな損害保険部分のみの加入はできません。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- いずれか一種類を選んでください。
- 生命保険部分の死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 損害保険部分の死亡保険金受取人は原則として法定相続人です。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。

コース別保障内容

加入対象区分：本人・配偶者・子ども

生命保険部分コース	損害保険部分コース	一般の死亡または高度障害の場合				不慮の事故〔注5〕による上乗せ給付									
		受取期間	平均年金受取月額	年金受取総額	死亡・高度障害保険金(年金原資)	死亡の場合		高度障害障害給付金(給付割合表第1欄)		身体障害の場合(程度により)		入院の場合		手術をした場合(状況により)	通院の場合(1日目から)
						災害保険金 + 死亡後遺障害保険金	特定感染症による死亡の場合(災害保険金)	生命保険部分障害給付金(給付割合表第2欄～第6欄)	損害保険部分(後遺障害保険金)	4日以内の入院の場合(入院保険金)	5日以上入院の場合(1日目から)(120日限度)(入院給付金 + 入院保険金)	手術保険金	通院保険金		
本人	A	30	19.0	6,840	6,000	1,100	550	1,100	55.0~385	22.0~550	8,250	16,500	4,125・8,25	3,000	
本人	G	25	18.5	5,562	5,000	1,100	550	1,100	55.0~385	22.0~550	8,250	16,500	4,125・8,25	3,000	
本人	R	25	16.6	5,006	4,500	1,100	550	1,100	55.0~385	22.0~550	8,250	16,500	4,125・8,25	3,000	
本人	Y	25	14.8	4,450	4,000	1,100	550	1,100	55.0~385	22.0~550	8,250	16,500	4,125・8,25	3,000	
本人	P	20	13.5	3,258	3,000	1,000	500	1,000	50.0~350	20.0~500	7,500	15,000	3,75・7.5	3,000	
本人	V	20	11.1	2,671	2,460	820	410	820	41.0~287	16.4~410	6,150	12,300	3,075・6.15	2,500	
本人	D	15	10.6	1,908	1,800	600	300	600	30.0~210	12.0~300	4,500	9,000	2.25・4.5	2,000	
本人	I	15	8.4	1,527	1,440	480	240	480	24.0~168	9.6~240	3,600	7,200	1.8・3.6	1,500	
本人	K	15	6.3	1,145	1,080	360	180	360	18.0~126	7.2~180	2,700	5,400	1.35・2.7	1,500	
本人	L	10	6.2	745	720	240	120	240	12.0~84	4.8~120	1,800	3,600	0.9・1.8	1,000	
本人	M	7	4.3	367	360	120	60	120	6.0~42	2.4~60	900	1,800	0.45・0.9	500	
本人	S	一時金 100万円			100	67	17	67	1.0~11	2.0~50	750	1,005	0.375・0.75	500	
配偶者	72	5	12.1	727	720	240	120	240	12.0~84	4.8~120	1,800	3,600	0.9・1.8	1,000	
配偶者	36	3	10.0	360	360	120	60	120	6.0~42	2.4~60	900	1,800	0.45・0.9	500	
配偶者	10	一時金 100万円			67	17	67	1.0~11	2.0~50	750	1,005	0.375・0.75	500		
子ども	40	こどもの保険金については年金の取扱いはできません			400	160	80	160	8.0~56	3.2~80	1,200	2,400	0.6・1.2	650	
子ども	30	こどもの保険金については年金の取扱いはできません			300	120	60	120	6.0~42	2.4~60	900	1,800	0.45・0.9	500	
子ども	10	こどもの保険金については年金の取扱いはできません			100	70	20	70	2.0~14	2.0~50	750	1,050	0.375・0.75	500	

〔注1〕～〔注5〕はP12に記載しております。

コース別保険料

太枠+アミかけ部分がベストプラン
太枠のみの部分がステッププランの保険料です。

(単位：円)

生命保険部分コース	損害保険部分コース	月払保険料(生命保険部分・損害保険部分合計)															
		15歳～35歳		36歳～40歳		41歳～45歳		46歳～50歳		51歳～55歳		56歳～60歳		61歳～65歳		66歳～69歳	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
本人	A	6,395	4,775	7,655	6,815	9,755	7,835	13,475	10,655	19,715	14,315	29,135	18,455	44,615	24,455	65,375	32,435
本人	G	5,635	4,285	6,685	5,985	8,435	6,835	11,535	9,185	16,735	12,235	24,585	15,685	37,485	20,685	54,785	27,335
本人	R	5,255	4,040	6,200	5,570	7,775	6,335	10,565	8,450	15,245	11,195	22,310	14,300	33,920	18,800	49,490	24,785
本人	Y	4,875	3,795	5,715	5,155	7,115	5,835	9,595	7,715	13,755	10,155	20,035	12,915	30,355	16,915	44,195	22,235
本人	P	3,980	3,170	4,610	4,190	5,660	4,700	7,520	6,110	10,640	7,940	15,350	10,010	23,090	13,010	33,470	17,000
本人	V	3,275	2,610	3,791	3,447	4,652	3,865	6,177	5,021	8,736	6,522	12,598	8,219	18,945	10,679	27,456	13,951
本人	D	2,408	1,922	2,786	2,534	3,416	2,840	4,532	3,686	6,404	4,784	9,230	6,026	13,874	7,826	20,102	10,220
本人	I	1,914	1,526	2,217	2,015	2,721	2,260	3,614	2,937	5,111	3,815	7,372	4,809	11,087	6,249	16,070	8,164
本人	K	1,491	1,199	1,718	1,566	2,096	1,750	2,765	2,258	3,888	2,916	5,584	3,662	8,370	4,742	12,107	6,178
本人	L	987	793	1,138	1,038	1,390	1,160	1,837	1,498	2,586	1,938	3,716	2,434	5,574	3,154	8,065	4,112
本人	M	494	396	569	519	695	580	918	749	1,293	969	1,858	1,217	2,787	1,577	4,032	2,056
本人	S	232	205	253	239	288	256	350	303	454	364	611	433	869	533	1,215	666
配偶者	72	987	793	1,138	1,038	1,390	1,160	1,837	1,498	2,586	1,938	3,716	2,434	5,574	3,154	8,065	4,112
配偶者	36	494	396	569	519	695	580	918	749	1,293	969	1,858	1,217	2,787	1,577	4,032	2,056
配偶者	10	232	205	253	239	288	256	350	303	454	364	611	433	869	533	1,215	666
子ども	40	一律 570円 (3～22歳)															
子ども	30	一律 430円 (3～22歳)															
子ども	10	一律 230円 (3～22歳)															

▲ きずな(損害保険部分)で注意点

- お支払いの対象は、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に限りです。
- ケガ(急激かつ偶然な外来の事故)が起こった場合は、すみやかに所属担当者へお申し出いただき、事故の発生の日を含めて30日以内に「事故連絡票」をご提出ください。
- 「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状を含みます(死亡保険金以外については、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒も含みます)。
- 医師が必要であると認め、医師が行なう治療を受けることが保険金支払の条件となります。医師とは、医師法でいう医師を指します(鍼灸・マッサージ・指圧・整体・柔道整復師等の医業類似行為は医師の治療には該当しません)。
- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)への通院は、医師による診断が骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷の場合に限り、傷害の部位や程度に応じて認定を行ない、保険金をお支払いします。ただし、ご申告の傷病名を裏付ける明らかな事故があり、医学上妥当な通院回数であれば、医師への受診がなくても保険金をお支払いする場合があります。

お支払いに関する重要事項が記載されています。必ずご確認ください。

P22～26

きずな中途加入申込コース(不慮の事故による上乗せ給付部分の内訳 ★損害保険部分において不慮の事故とは=急激かつ偶然な外来の事故のことをいいます。)

「きずな」中途加入申込コース 月払保険料の生命保険部分・損害保険部分の内訳

(単位:円)

生命保険部分コース	損害保険部分コース	生命保険部分		不慮の事故★による上乗せ給付											
		受取期間	平均年金受取月額	年金受取総額	死亡・高度障害保険金(年金原資)	死亡・特定感染症による死亡	高度障害	死亡・後遺障害の場合	身体障害の場合(程度により)		入院をした場合		手術をした場合(状況により)	通院の場合(1日目から)	
									生命保険部分(給付割合表第2欄から第6欄)	損害保険部分(後遺障害保険金)	生命保険部分(入院給付金)	損害保険部分(入院給付金)			
		年約	万円約	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	円	円	円	円	
A	A	30	19.0	6,840	6,000	550	550	550	55.0~385	22.0~550	8,250	8,250	4,125・8.25	3,000	
G	G	25	18.5	5,562	5,000	550	550	550	55.0~385	22.0~550	8,250	8,250	4,125・8.25	3,000	
R	R	25	16.6	5,006	4,500	550	550	550	55.0~385	22.0~550	8,250	8,250	4,125・8.25	3,000	
Y	Y	25	14.8	4,450	4,000	550	550	550	55.0~385	22.0~550	8,250	8,250	4,125・8.25	3,000	
P	P	20	13.5	3,258	3,000	500	500	500	50.0~350	20.0~500	7,500	7,500	3.75・7.5	3,000	
V	V	20	11.1	2,671	2,460	410	410	410	41.0~287	16.4~410	6,150	6,150	3.075・6.15	2,500	
D	D	15	10.6	1,908	1,800	300	300	300	30.0~210	12.0~300	4,500	4,500	2.25・4.5	2,000	
I	I	15	8.4	1,527	1,440	240	240	240	24.0~168	9.6~240	3,600	3,600	1.8・3.6	1,500	
K	K	15	6.3	1,145	1,080	180	180	180	18.0~126	7.2~180	2,700	2,700	1.35・2.7	1,500	
L	L	10	6.2	745	720	120	120	120	12.0~84	4.8~120	1,800	1,800	0.9・1.8	1,000	
M	M	7	4.3	367	360	60	60	60	6.0~42	2.4~60	900	900	0.45・0.9	500	
S	S	一時金 100万円		100	17	17	50	1.0~11	2.0~50	750	255	0.375・0.75	500		
720	72	5	12.1	727	720	120	120	120	12.0~84	4.8~120	1,800	1,800	0.9・1.8	1,000	
360	36	3	10.0	360	360	60	60	60	6.0~42	2.4~60	900	900	0.45・0.9	500	
100	10	一時金 100万円		100	17	17	50	1.0~11	2.0~50	750	255	0.375・0.75	500		
400	40	—	—	—	一時金400万円	80	80	80	8.0~56	3.2~80	1,200	1,200	0.6・1.2	650	
300	30	—	—	—	一時金300万円	60	60	60	6.0~42	2.4~60	900	900	0.45・0.9	500	
100	10	—	—	—	一時金100万円	20	20	50	2.0~14	2.0~50	750	300	0.375・0.75	500	

生命保険部分コース	損害保険部分コース	保 険 料(生命保険部分)																保険料(損害保険部分)(年齢に関係なく一律)
		15歳~35歳		36歳~40歳		41歳~45歳		46歳~50歳		51歳~55歳		56歳~60歳		61歳~65歳		66歳~69歳		
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
		月払	月払	月払	月払	月払	月払	月払	月払	月払	月払	月払	月払	月払	月払	月払	月払	
A	A	5,385	3,765	6,645	5,805	8,745	6,825	12,465	9,645	18,705	13,305	28,125	17,445	43,605	23,445	64,365	31,425	1,010
G	G	4,625	3,275	5,675	4,975	7,425	5,825	10,525	8,175	15,725	11,225	23,575	14,675	36,475	19,675	53,775	26,325	1,010
R	R	4,245	3,030	5,190	4,560	6,765	5,325	9,555	7,440	14,235	10,185	21,300	13,290	32,910	17,790	48,480	23,775	1,010
Y	Y	3,865	2,785	4,705	4,145	6,105	4,825	8,585	6,705	12,745	9,145	19,025	11,905	29,345	15,905	43,185	21,225	1,010
P	P	3,030	2,220	3,660	3,240	4,710	3,750	6,570	5,160	9,690	6,990	14,400	9,060	22,140	12,060	32,520	16,050	950
V	V	2,485	1,820	3,001	2,657	3,862	3,075	5,387	4,231	7,946	5,732	11,808	7,429	18,155	9,889	26,666	13,161	790
D	D	1,818	1,332	2,196	1,944	2,826	2,250	3,942	3,096	5,814	4,194	8,640	5,436	13,284	7,236	19,512	9,630	590
I	I	1,454	1,066	1,757	1,555	2,261	1,800	3,154	2,477	4,651	3,355	6,912	4,349	10,627	5,789	15,610	7,704	460
K	K	1,091	799	1,318	1,166	1,696	1,350	2,365	1,858	3,488	2,516	5,184	3,262	7,970	4,342	11,707	5,778	400
L	L	727	533	878	778	1,130	900	1,577	1,238	2,326	1,678	3,456	2,174	5,314	2,894	7,805	3,852	260
M	M	364	266	439	389	565	450	788	619	1,163	839	1,728	1,087	2,657	1,447	3,902	1,926	130
S	S	102	75	123	109	158	126	220	173	324	234	481	303	739	403	1,085	536	130
720	72	727	533	878	778	1,130	900	1,577	1,238	2,326	1,678	3,456	2,174	5,314	2,894	7,805	3,852	260
360	36	364	266	439	389	565	450	788	619	1,163	839	1,728	1,087	2,657	1,447	3,902	1,926	130
100	10	102	75	123	109	158	126	220	173	324	234	481	303	739	403	1,085	536	130
400	40	一律 400円 3歳~22歳																170
300	30	一律 300円 3歳~22歳																130
100	10	一律 100円 3歳~22歳																130

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
 (例) 保険年齢40歳=令和5年7月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
 ※きずな(損害保険部分)の保険料は、確定保険料です。

記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
 実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
 ※きずな生命保険部分ときずな損害保険部分ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。
 ※それぞれの保障内容等の詳細はパンフレット11~14, 22~26ページをご参照ください。
 ※上記はきずな生命保険部分ときずな損害保険部分をセットしたものです。

5 きずなプラス

年金払特約付障害特約付新・団体定期保険【生命保険】

意向確認【ご加入前のご確認】

きずなプラスは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長 きずなとセットでご加入ください！

Point 1

きずなとあわせて加入することで
給付範囲が拡大

きずなのお支払事由に該当しない場合でも、障害年金1級・2級に該当した場合、死亡・高度障害保険金の1割相当の障害初期給付金をお支払します。
※障害初期給付金のお支払いは1回限りです。

Point 2

きずなとセットで加入することで
**死亡・高度障害保険金合計
7,500万円まで
準備可能**

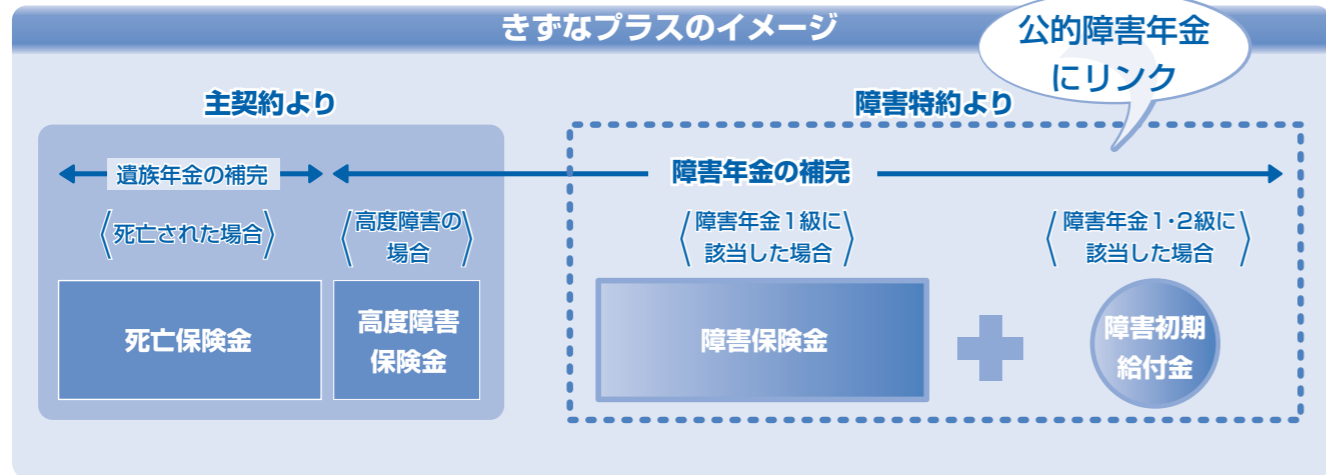
Point 3

配当金の還付
きずなと同様、1年ごとに収支計算を行ない剰余金が生じた場合は、配当金としてお返しします。(ただし、今回は6カ月間で収支計算を行います。)

障害年金1級・2級に該当した場合まで給付範囲が広がりました！

障害特約

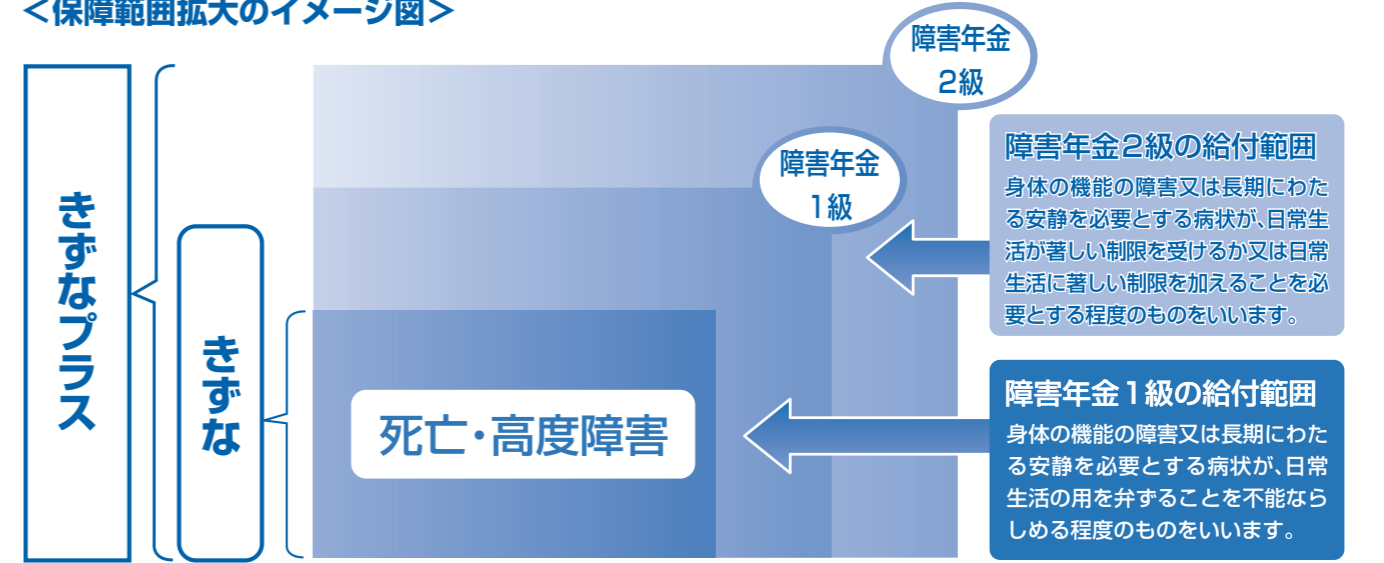
- 障害年金1級に該当されたとき、死亡・高度障害保険金と同額の障害保険金をお支払します。
- 障害年金1級・2級に該当されたとき、死亡・高度障害保険金の1割相当の障害初期給付金をお支払します。障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
 - ・障害保険金、障害初期給付金は64歳までの本人が保障の対象となります。
 - ・死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。



※障害年金1級・2級と高度障害では支払事由が一致しない部分があります。

- ①公的障害年金1級・2級に該当(受給権の取得)した場合に保険金・給付金を給付します。
- ②障害年金1級認定の場合、ご自身とご家族が安心して生活できるよう、死亡保険金と同額の障害保険金(年金)と障害初期給付金を給付します。また、障害年金2級認定の場合、療養・介助に伴う不時の出費を補えるよう障害初期給付金を給付します。
※障害初期給付金は死亡・高度障害保険金の1割相当額です。また、お支払いは更新前の保険期間を含めて1回を限度とします。
- ③主契約は一般生命保険料控除、障害特約の保険料は介護医療保険料控除の対象となります。(※)
また1年ごとに収支計算を行ない、剰余金があれば配当金をお支払いたします。
※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。

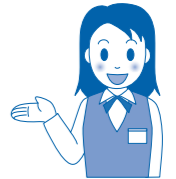
<保障範囲拡大のイメージ図>



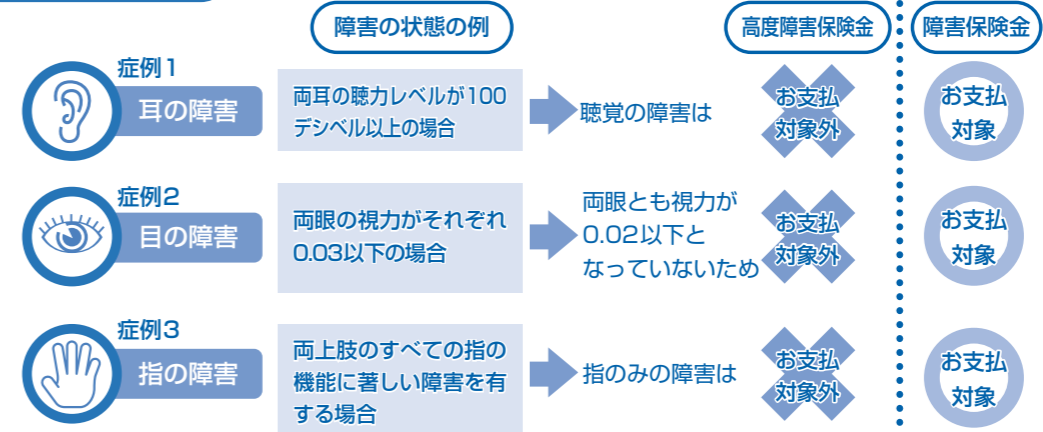
上記の図はそれぞれが対象となる障害状態(部位・程度)の関係をイメージしたものです。

出典:厚生労働省「国民年金・厚生年金保険 障害認定基準」(令和4年4月現在)

きずなとあわせて加入することで、障害年金1級・2級まで給付範囲が広がります！



お支払対象となる例



ご参考

もし、事故等で重い障害が残り、介助や介護が必要となった場合

必要となる初期費用例

- 介護用品等



出典:生命保険文化センター「介護保障ガイド」(令和3年11月改訂)の例示、目安額より

- ・ 障害保険金、障害初期給付金は本人のみ保障の対象となります。
- ・ 障害保険金、障害初期給付金は64歳までが保障の対象となります。
- ・ 障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
- ・ 死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
- ・ 障害保険金がお支払された場合はこの保険は脱退となります。
- ・ 障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
- ・ 高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。
- ・ 障害初期給付金がお支払された後に増額されても障害初期給付金は保障の対象となりません。

きずなプラスコース一覧・保険料

【加入対象区分：本人・配偶者】

コースと保障内容

<本人>

コース	死亡・高度障害・障害状態 (障害年金1級)のとき 【死亡保険金】【高度障害保険金】 【障害保険金】(年金原資)	障害状態 (障害年金1級・2級)のとき 【障害初期給付金】	年金原資(死亡・高度障害・障害保険金)を年金受取する場合		
			年金受取 平均月額	受取期間	受取総額
15	1,500 万円	150 万円	約25.2 万円	5 年	約1,515 万円
13	1,300	130	21.8	5	1,313
10	1,000	100	16.8	5	1,010
7	700	70	11.7	5	707
5	500	50	8.4	5	505
3	300	30	5.0	5	303
1	100	10	1.6	5	101

<配偶者>

コース	死亡・高度障害のとき 【死亡保険金】【高度障害保険金】 (年金原資)	年金受取 平均月額	受取期間	受取総額
5口	500 万円	約8.4 万円	5 年	約505 万円
3	300	5.0	5	303
1	100	1.6	5	101

月額保険料

<本人>

申込 コース	保険 金額	15歳~35歳		36歳~40歳		41歳~45歳		46歳~50歳		51歳~55歳		56歳~60歳	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15	1,500	1,350	975	1,755	1,560	2,325	1,815	3,330	2,550	5,055	3,570	7,665	4,740
13	1,300	1,170	845	1,521	1,352	2,015	1,573	2,886	2,210	4,381	3,094	6,643	4,108
10	1,000	900	650	1,170	1,040	1,550	1,210	2,220	1,700	3,370	2,380	5,110	3,160
7	700	630	455	819	728	1,085	847	1,554	1,190	2,359	1,666	3,577	2,212
5	500	450	325	585	520	775	605	1,110	850	1,685	1,190	2,555	1,580
3	300	270	195	351	312	465	363	666	510	1,011	714	1,533	948
1	100	90	65	117	104	155	121	222	170	337	238	511	316

<配偶者>

申込 コース	保険 金額	16歳~35歳		36歳~40歳		41歳~45歳		46歳~50歳		51歳~55歳		56歳~60歳	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
5口	500	395	260	500	430	675	515	985	750	1,505	1,055	2,290	1,400
3	300	237	156	300	258	405	309	591	450	903	633	1,374	840
1	100	79	52	100	86	135	103	197	150	301	211	458	280

- 障害保険金、障害初期給付金は本人のみ保障の対象となります。
- 障害保険金、障害初期給付金は64歳までが保障の対象となります。
- 障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
- 死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
- 障害保険金を支払われた場合はこの保険は脱退となります。
- 障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
- 高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。
- 障害初期給付金が支払われた後に増額されても障害初期給付金は保障の対象となりません。
- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=令和5年7月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 記載の保険料は確定保険料です。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

コースと月額保険料

61歳以上のきずなプラス加入者については「きずなNEXT」へ移行となります。退職者専用コースは5コース、3コース、1コースのみとなります。

<本人>

申込 コース	保険 金額	61歳~64歳		65歳		66歳~70歳		71歳		72歳		73歳		74歳	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15	1,500	11,655	6,330	10,740	5,700	15,930	7,695	20,865	10,200	23,100	11,370	25,665	12,750	28,650	14,250
13	1,300	10,101	5,486	9,308	4,940	13,806	6,669	18,083	8,840	20,020	9,854	22,243	11,050	24,830	12,350
10	1,000	7,770	4,220	7,160	3,800	10,620	5,130	13,910	6,800	15,400	7,580	17,110	8,500	19,100	9,500
7	700	5,439	2,954	5,012	2,660	7,434	3,591	9,737	4,760	10,780	5,306	11,977	5,950	13,370	6,650
5	500	3,885	2,110	3,580	1,900	5,310	2,565	6,955	3,400	7,700	3,790	8,555	4,250	9,550	4,750
3	300	2,331	1,266	2,148	1,140	3,186	1,539	4,173	2,040	4,620	2,274	5,133	2,550	5,730	2,850
1	100	777	422	716	380	1,062	513	1,391	680	1,540	758	1,711	850	1,910	950

申込 コース	保険 金額	75歳		76歳		77歳		78歳		79歳		80歳	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15	1,500	32,175	15,900	36,330	17,760	41,250	19,920	47,040	22,530	53,715	25,680	61,275	29,475
13	1,300	27,885	13,780	31,486	15,392	35,750	17,264	40,768	19,526	46,553	22,256	53,105	25,545
10	1,000	21,450	10,600	24,220	11,840	27,500	13,280	31,360	15,020	35,810	17,120	40,850	19,650
7	700	15,015	7,420	16,954	8,288	19,250	9,296	21,952	10,514	25,067	11,984	28,595	13,755
5	500	10,725	5,300	12,110	5,920	13,750	6,640	15,680	7,510	17,905	8,560	20,425	9,825
3	300	6,435	3,180	7,266	3,552	8,250	3,984	9,408	4,506	10,743	5,136	12,255	5,895
1	100	2,145	1,060	2,422	1,184	2,750	1,328	3,136	1,502	3,581	1,712	4,085	1,965

<配偶者>

申込 コース	保険 金額	61歳~65歳		66歳~70歳		71歳		72歳		73歳		74歳	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
5口	500	3,580	1,900	5,310	2,565	6,955	3,400	7,700	3,790	8,555	4,250	9,550	4,750
3	300	2,148	1,140	3,186	1,539	4,173	2,040	4,620	2,274	5,133	2,550	5,730	2,850
1	100	716	380	1,062	513	1,391	680	1,540	758	1,711	850	1,910	950

申込 コース	保険 金額	75歳		76歳		77歳		78歳		79歳		80歳	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
5口	500	10,725	5,300	12,110	5,920	13,750	6,640	15,680	7,510	17,905	8,560	20,425	9,825
3	300	6,435	3,180	7,266	3,552	8,250	3,984	9,408	4,506	10,743	5,136	12,255	5,895
1	100	2,145	1,060	2,422	1,184	2,750	1,328	3,136	1,502	3,581	1,712	4,085	1,965

- ご注意**
- 配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
 - 配偶者の保険金額は本人と同額以下でお申込ください。
 - 本人について定められた死亡保険金・高度障害保険金・障害保険金のいずれかが支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
 - いずれか一種類を選んでください。

年金払特約「きずな」	年金の種類と型	●年金支払期間は、支払請求時に2年以上30年以内で選択いただけます。(確定年金です。) ●基本年金額は定額型または単利逓増型(1~7%)のいずれか選択できます。
	配当金	●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
	年金受取人	●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
	年金のお支払い	●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。
年金払の対象となる保険金	●新・団体定期保険の主契約保険金・障害保険金および障害初期給付金(注)の全部または一部。但し、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。 (注) 障害初期給付金については、高度障害保険金または障害保険金が同時に支払われ、かつその全部が年金払となる場合のみお取扱いします。	

きずな(生命保険部分)・きずなプラス	
保険期間	6ヵ月間(令和6年1月1日~令和6年6月30日)で以後1年ごとに更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。
保険料	〈月額給付部分〉毎月の給与から控除します。(初回は令和6年1月分給与より)
申込方法	<p>〈きずな〉 所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。 半年払保険部分(ボーナス給付)への中途加入はお取扱いできません。</p> <p>〈きずなプラス〉 所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。</p>
継続加入の取扱い	一旦加入すれば以後の更新時に病気であっても前年度と同じ保険金額以内で継続できます。更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。
配当金	この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。(年度途中で脱退された場合を除く)(令和6年1月1日~令和6年6月30日までの6ヵ月で収支計算を行います。)
保険金のお支払い	<p>死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。</p> <p>〈きずな〉 災害保険金については、この特約の加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に死亡した場合、または加入日(*)以後に発病した特定感染症(※)を直接の原因として保険期間中に死亡した場合にお支払いします。 障害および災害入院給付金については、この特約の保険期間中の不慮の事故を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に給付割合表のいずれかの身体障害に該当したか、入院を開始した場合にお支払いします。 また、災害入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について通算して120日をもって限度とします。同一の不慮の事故によって2回以上入院した場合には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算します。なお、災害入院給付金については、日本における病院または診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に入院することを条件とします。 「入院」とは、医師の治療が必要でありかつ自宅等での治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(※)対象となる特定感染症 対象となる特定感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの(注)とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。</p> <p>分類項目(基本分類コード) コレラ(A00)、腸チフス(A01.0)、パラチフスA(A01.1)、細菌性赤痢(A03)、腸管出血性大腸菌感染症(A04.3)、ペスト(A20)、ジフテリア(A36)、急性灰白髄炎<ポリオ>(A80)、ラッサ熱(A96.2)、クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱(A98.0)、マールブルグ<Marburg>ウイルス病(A98.3)、エボラ<Ebola>ウイルス病(A98.4)、痘瘡(B03)、重症急性呼吸器症候群[SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)(U04)</p> </div> <p>(注)新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)を含みます。</p> <p>〈きずなプラス〉 障害保険金、障害初期給付金については、この特約の加入日(*)以後の傷害または疾病を原因として、障害保険金は保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合に死亡保険金額と同額、障害初期給付金は保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級もしくは2級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合に死亡保険金額の1割相当額を高度障害保険金受取人に支払います。ただし、障害初期給付金の支払は、更新前の保険期間を含めて1回を限度とします。 ※保険期間中の発症でも受給権の取得年月が保険期間終了後の場合は保障の対象となりません。 ※公的障害年金制度に関する法律等の改正が行なわれた場合には、当会社は、主務官庁の認可を得て、支払事由、保険料その他のこの特約の内容を変更することがあります。 ※特約の締結時(特約が更新された場合は最後の更新時)における公的障害年金に関する法律等に連動した給付を行います。 ※重い障害が残っているものの、所定の要件を満たさず障害基礎年金または障害厚生年金のいずれかの受給権を取得できない場合(具体的には、次の①から③のいずれかに該当する場合)については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」等に基づき、対象となる障害状態に該当するかを当社にて判断いたします。 ①初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間に3分の1以上の保険料滞納期間がある場合 ②初診日が60歳以上65歳未満、かつ公的年金の被保険者でない場合で、老齢年金の繰上げ受給後に障害認定日が来る場合 ③社会保障協定が締結され、年金の二重加入防止が図られている国の外国人で、一時的な派遣(通常5年まで)のために日本の年金制度への加入が免除となる場合</p>

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

きずな(生命保険部分)・きずなプラス

〈きずな・きずなプラス〉

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(*)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

高度障害状態とは	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
----------	--

※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

〈きずな〉

給付割合表

(災害保障特約の災害保険金に対して)

等級	身体障害の程度	給付割合
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	30%
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

・入院給付金については、入院中に災害保険金額の変更があった場合には、※第1級は高度障害条項(7項目)です。
各日の現在の災害保険金額のお支払とします。

保 険 金 の
お 支 払 い
(続 き)

きずな(生命保険部分)・きずなプラス

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い済みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなることがあります。)
- 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合

1. 死亡保険金について
- ①被保険者が加入日(*)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。)
 - ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

〈きずな〉

2. 高度障害保険金について
- ①被保険者の故意によるとき
 - ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき
 - ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
3. 災害保険金、障害給付金、入院給付金について
- ①契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - ②災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき
 - ③被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故、および被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ④地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

〈きずなプラス〉

2. 高度障害保険金、障害保険金、障害初期給付金について
- ①被保険者の故意によるとき
 - ②契約者または高度障害保険金受取人・障害保険金受取人・障害初期給付金受取人の故意によるとき
 - ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

お支払いできない場合について
(解除・免責等)

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

きずな(生命保険部分)

年金払特約(1)の1	年金の種類と型	●年金支払期間は、支払請求時に2年以上30年以内で選択いただけます。(確定年金です。) ●基本年金額は定額型または単利通増型(1~7%)のいずれか選択できます
	配当金	●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
	年金受取人	●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
	年金のお支払い	●年金受取人へのお支払いは、毎年2回、4回受取りのいずれかです。(ただし、年金年額が36万円未満の場合は取扱できません。) ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。
	年金払の対象となる保険金	●新・団体定期保険の主契約保険金・災害保険金の全部または一部。但し、年金年額が12万円未満または年金基金が50万円未満となる場合はお取り扱いできません。

引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

※この制度は生命保険会社と締結した災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険契約、年金払特約付障害特約付新・団体定期保険契約に基づき運営します。

【生命保険部分】 引 受 会 社 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

きずな（損害保険部分）		
保 険 期 間	6カ月間（令和6年1月1日～令和6年6月30日）で以後毎年1年ごとに更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。	
保 険 料	毎月の給与から控除します。（初回は令和6年1月分給与より）	
申 込 方 法	所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、ご提出ください。	
継続加入の取扱い	加入の次年度からは、明治安田損害保険（株）またはお客さまから特に意思表示のない限り、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。	
配当金・解約返れい金	この制度には、配当金および解約返れい金はありません。	
保 険 金 の お 支 払 い	補償項目	保険金をお支払いする場合
	全項目共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの
	死 亡	傷害により、 事故の発生の日からその日を含めて180日以内 に死亡した場合
	後 遺 障 害	傷害により、 事故の発生の日からその日を含めて180日以内 に所定の後遺障害が生じた場合
	入 院	傷害により、入院した場合
	手 術	事故の発生の日からその日を含めて180日以内 に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 *ただし1事故につき手術1回が限度
	通 院	傷害により、通院（往診を含みます。）し、医師の治療を受けた場合

死亡・後遺障害保険金額の全額
*既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額

後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%
*保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度

入院保険金日額×入院日数
***事故の発生の日からその日を含めて180日以内**の入院のみ

入院保険金日額に手術の状況に応じた倍率（入院外の手術5倍・入院中の手術10倍）を乗じた額

通院保険金日額×通院日数
***事故の発生の日からその日を含めて180日以内**の通院のうち90日が限度

●「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状を含みます（死亡保険金以外については、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒も含みます）。

●保険金のお支払いは、保険期間中（令和6年1月1日～令和6年6月30日）に生じた事故による傷害を原因とする場合に限り、ります。

●入院保険金および通院保険金の支払いを受けられる期間中にさらに保険金の支払いを受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。

●傷害保険では、医師が必要であると認め、医師が行なう治療を受けることが保険金支払の条件となります。医師とは、医師法という医師を指します（鍼灸・マッサージ・指圧・整体・柔道整復師等の医業類似行為は医師の治療には該当しません）。

●柔道整復師（接骨院、整骨院等）への通院は、医師による診断が骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷の場合に限り、傷害の部位や程度に応じて認定を行ない、保険金をお支払いします。ただし、ご申告の傷病名を裏付ける明らかな事故があり、医学上妥当な通院回数であれば、医師への受診がなくても保険金をお支払いする場合があります。

●医師の指示がなく本人の判断（痛いという自覚症状等）だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。

●被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・^{じん}靭帯損傷等の傷害を被った特定の部位※を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギプスシーネ・ギプスシャーレ・シーネその他これらと同程度に固定することができるもの（胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。）を常時装着したときには、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。

※ 1. 長管骨または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（ただし、長管骨を含めギプス等を装着した場合に限り、ます。） 3. 肋骨・胸骨（ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限り、ます。）

●既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。

●手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。

●死亡保険金受取人は原則として法定相続人です。特に死亡保険金受取人を指定する場合は団体窓口までお申し出ください。それ以外の保険金受取人は被保険者本人となります。

●死亡保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただきます。

●事故が発生したときは、事故の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険（株）へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

きずな（損害保険部分）	
保 険 金 を お 支 払 い 主 な 場 合	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故 ●戦争・暴動（テロ行為を除く）による事故 ●告知義務違反によりご契約が解除された場合（注） ●^{けい}頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的 他覚所見（理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見）のないもの ●山岳登山（ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング）やハングライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故 ●妊娠、出産、早産、流産による傷害 ●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害 ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害 ●自殺行為・闘争行為による傷害 など <p>（注）告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。</p>
重大事由による解除について	保険金を取得する目的で事故を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行なった場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者（保険の対象となる方）に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
代理請求制度について	<p>ご加入者（被保険者）に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいなときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ご加入者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります。） ② 上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族 ③ 上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者（法律上の配偶者に限ります。）または上記②以外の3親等内の親族 <p>*代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。</p>

「保険会社破綻時等の取扱いについて」

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3ヵ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返れい金等は原則として80%まで補償されます。

※このパンフレットは、損害保険部分の概要を説明しています。詳しくは取扱代理店または引受損害保険会社へご照会ください。
※損害保険部分の制度は、損害保険会社と締結した普通傷害保険契約に基づき運営します。保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご覧ください。

【損害保険部分】 引受損害保険会社 明治安田損害保険株式会社
取 扱 代 理 店 有限会社兵庫ライフサービス TEL：078－265－6170
明治安田生命保険相互会社 TEL：078－252－2270

6

総合医療保障コース

家族特約付短期入院特約付医療保障保険（団体型）【生命保険】・医療保険【損害保険】

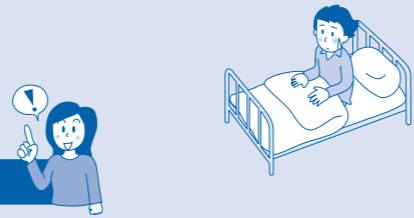
意向確認【ご加入前のご確認】

総合医療保障コースは、以下の保障（補償）の確保を主な目的とする生命保険・損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長

基本型（生命保険）

- 病气やケガで継続して**2日以上**入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、**配当金**としてお返しします。（ただし、今回は6カ月間で収支計算を行います。）
- 保険期間中に死亡したとき一律**10万円**をお支払いします。



さらにセット型（損害保険）に加入すると

- 所定の生活習慣病（糖尿病・高血圧性疾患・腎臓病・肝臓病）で入院の場合は、**入院初日から最長365日**まで給付。
- 三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）による入院の場合は、**支払い日数無制限**
- 七大疾病**で入院した場合、入院日額の**倍額**を給付（入院初日から124日まで基本型の入院給付金と合算で倍額となります。）
- 手術の種類により手術基準日額の**10倍・20倍・40倍**を給付（七大疾病のときは倍額給付）
- 所定の要介護状態に該当した場合、**介護保険金100万円**を給付（1回限度です）
- 親介護特約に加入すると、**親が所定の要介護状態**に該当した場合、**親介護保険金100万円**を給付（1回限度です）

給付例 入院給付（保険）金日額10,000円コースの場合

基本型

入院 病气・ケガによる継続して2日以上入院（基本型） **1日につき10,000円を給付**（入院給付金日額×入院日数） **124日目**

保険期間中に死亡したとき **一律10万円**

—配偶者・子どもの加入についてのご注意—

- 子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。
- 配偶者、子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者、子どもの加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。
- 本人について定められた死亡保険金が支払われた場合、配偶者、子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者、子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。

基本型+セット型に加入すると

入院	七大疾病で入院 （入院給付金+三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病入院保険金） （基本型+セット型）	（基本型）継続して2日以上 1日につき10,000円を給付 （124日限度） （入院給付金日額×入院日数）	三大疾病は支払い日数無制限 365日目
	七大疾病以外の病气・ケガで継続して2日以上入院（基本型）	（セット型） 1日につき10,000円^{※1}を給付 （365日限度） （入院保険金日額×入院日数）	
手術	七大疾病で所定の手術 （疾病手術保険金+三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病手術保険金） （セット型）	手術の種類に応じて 20万円^{※2}・40万円^{※2}・80万円^{※2}を給付 （手術基準日額×20・40・80倍）	124日目
	七大疾病以外の疾病・傷害による所定の手術 （疾病、傷害手術保険金） （セット型）	手術の種類に応じて 10万円・20万円・40万円を給付 （手術基準日額×10・20・40倍）	
介護	所定の要介護状態になったとき （介護保険金） （セット型）	介護保険金100万円 （1回限度）	
死亡	死亡したとき （基本型）	死亡保険金10万円を給付	

■さらに女性特約をセットした方には…

入院	女性疾病による入院 （女性疾病入院保険金） （セット型）	1日につき10,000円を上乗せ給付 （365日限度） （入院保険金日額×入院日数）	365日目
手術	女性疾病で所定の手術 （女性疾病手術保険金） （セット型）	手術の種類に応じて 10万円・20万円・40万円を上乗せ給付 （手術基準日額×10・20・40倍）	
女性が特定障害で所定の形成術等を受けたとき （女性疾病手術保険金） （セット型）		手術の種類に応じて20万円・40万円を給付 （手術基準日額×20・40倍）	

七大疾病とは	女性疾病とは	所定の形成術等とは	さらに親介護特約に加入すると…
三大疾病 がん 急性心筋梗塞 脳卒中	糖尿病 肝臓病 高血圧性疾患 腎臓病	植皮術 瘢痕形成術（非観血手術を除く） 足指の後天性変形に対する形成術（非観血手術を除く） 乳房切除術（生検を除く）	親介護 親が所定の要介護状態になったとき （親介護保険金） 100万円 （1回限度）

※1 125日目以降は（セット型）のみ10,000円の給付となります。

※2 疾病手術保険金と三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病手術保険金を合算した金額です。

○「三大疾病」とは、「がん（上皮内がんを含みます。）」「急性心筋梗塞」「脳卒中」。「所定の生活習慣病」とは、「糖尿病」「高血圧性疾患」「腎臓病」「肝臓病」を指します。

○「女性疾病」には、子宮がん、乳がん、子宮筋腫、分娩の合併症などがあります。ただし、上皮内がんは含みません。

<基本型（生命保険部分）>

※病气やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について124日を限度とします。

※入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。

<セット型（損害保険部分）>

※糖尿病・高血圧入院保険金、腎臓病・肝臓病入院保険金、女性疾病入院保険金のお支払日数は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院について365日、通算して700日を限度とします。

※三大疾病入院保険金のお支払日数の限度はありません。

※手術保険金のお支払限度はありません。ただし一部制限を設けている手術の種類があります。

※介護保険金・親介護保険金のお支払いは、1人につき1回が限度です。

※介護保険金、親介護保険金は入院日額に関わらず全コース一律100万円です。

※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体（ご契約者）との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。

【お取り扱いできない事項の例】

- 保険期間中のコース変更（保険金額の増額・減額等）
- 保険期間の変更
- 保険料の払込方法の変更 など

上記は医療保障保険と医療保険をセットしたものです。医療保障保険と医療保険ではお支払対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合などが異なる場合があります。

※それぞれの保障内容、保険料等の詳細は27～36ページをご参照ください。

保障内容

【基本型】 加入対象区分：本人・配偶者・子ども

【セット型】 加入対象区分：本人・配偶者

(生命保険部分)		
加入対象区分	入院給付金	死亡保険金
本人・配偶者・子ども	病気・ケガで継続して2日以上入院のとき 1入院124日分、通算700日分限度	保険期間中に死亡したとき 一律10万円
	日額10,000円	
	日額8,000円	
	日額5,000円	
	日額3,000円	

(損害保険部分)					
加入対象区分	入院保険金	手術保険金			介護保険金
本人・配偶者	七大疾病・女性疾病※で入院したとき 1入院365日分、通算700日分限度 三大疾病による入院は支払日数無制限	七大疾病で所定の手術を受けたとき	七大疾病以外の疾病や傷害で所定の手術を受けたとき	女性疾病※で所定の手術を受けたとき	所定の要介護状態になったとき
	日額10,000円	手術の種類に応じて20・40・80万円	手術の種類に応じて10・20・40万円	手術の種類に応じて+10・20・40万円	一律100万円 (一回限度)
	日額8,000円	16・32・64万円	8・16・32万円	+8・16・32万円	
	日額5,000円	10・20・40万円	5・10・20万円	+5・10・20万円	
	日額3,000円	6・12・24万円	3・6・12万円	+3・6・12万円	

※本人・配偶者は日額10,000円、日額8,000円、日額5,000円、日額3,000円、子どもは日額5,000円、日額3,000円コースの中からお申し込みください。

※は女性特約をセットした場合
※【セット型】のみのご加入はできません。【基本型】と同日額にてご加入ください。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

月額保険料

【基本型】

本人・配偶者	申込コース	15歳~20歳 平成15.1.2~平成21.1.1	21歳~25歳 平成10.1.2~平成15.1.1	26歳~30歳 平成5.1.2~平成10.1.1	31歳~35歳 昭和63.1.2~平成5.1.1	36歳~40歳 昭和58.1.2~昭和63.1.1	41歳~45歳 昭和53.1.2~昭和58.1.1	46歳~50歳 昭和48.1.2~昭和53.1.1	51歳~55歳 昭和43.1.2~昭和48.1.1	56歳~60歳 昭和38.1.2~昭和43.1.1	61歳~65歳 昭和33.1.2~昭和38.1.1	66歳~69歳 昭和29.1.2~昭和33.1.1
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
日額10,000円	2,163	2,687	3,037	3,157	3,211	3,567	4,186	5,333	6,926	9,507	13,440	
日額8,000円	1,737	2,155	2,435	2,531	2,575	2,861	3,358	4,279	5,560	7,635	10,798	
日額5,000円	1,098	1,357	1,532	1,592	1,621	1,802	2,116	2,698	3,511	4,827	6,835	
日額3,000円	672	825	930	966	985	1,096	1,288	1,644	2,145	2,955	4,193	

子ども 0歳~22歳 平成13.1.2以降に出生の子ども	
5,000円コース	一律1,117円
3,000円コース	一律679円

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例)保険年齢40歳=令和5年7月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
※本人の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の給付金および、配偶者、子どもの死亡保険金・給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

【基本型】 + 【セット型】

本人・配偶者	申込コース	15歳 平成20.1.2~平成21.1.1	16歳~20歳 平成15.1.2~平成20.1.1	21歳~25歳 平成10.1.2~平成15.1.1	26歳~30歳 平成5.1.2~平成10.1.1	31歳~35歳 昭和63.1.2~平成5.1.1	36歳~40歳 昭和58.1.2~昭和63.1.1	41歳~45歳 昭和53.1.2~昭和58.1.1	46歳~50歳 昭和48.1.2~昭和53.1.1	51歳~55歳 昭和43.1.2~昭和48.1.1	56歳~60歳 昭和38.1.2~昭和43.1.1	61歳~65歳 昭和33.1.2~昭和38.1.1	66歳~69歳 昭和29.1.2~昭和33.1.1
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
本人・配偶者	日額10,000円(1コース)	2,933(770)	3,003(840)	3,547(860)	4,017(980)	4,187(1,030)	4,261(1,050)	4,657(1,090)	5,496(1,310)	7,423(2,090)	10,026(3,100)	14,097(4,590)	19,930(6,490)
	女性特約付(1Aコース)	3,443(1,280)	3,513(1,350)	4,117(1,430)	4,847(1,810)	4,897(1,740)	5,021(1,810)	5,597(2,030)	6,666(2,480)	8,773(3,440)	11,546(4,620)	15,667(6,160)	21,520(8,080)
	日額8,000円(8コース)	2,367(630)	2,417(680)	2,855(700)	3,225(790)	3,351(820)	3,415(840)	3,751(890)	4,398(1,040)	5,969(1,690)	8,050(2,490)	11,355(3,720)	16,098(5,300)
	女性特約付(8Aコース)	2,767(1,030)	2,817(1,080)	3,305(1,150)	3,875(1,440)	3,911(1,380)	4,015(1,440)	4,501(1,640)	5,328(1,970)	7,039(2,760)	9,260(3,700)	12,605(4,970)	17,368(6,570)
	日額5,000円(5コース)	1,488(390)	1,518(420)	1,797(440)	2,022(490)	2,102(510)	2,151(530)	2,362(560)	2,776(660)	3,778(1,080)	5,101(1,590)	7,257(2,430)	10,335(3,500)
	女性特約付(5Aコース)	1,738(640)	1,768(670)	2,087(730)	2,432(900)	2,462(870)	2,531(910)	2,832(1,030)	3,366(1,250)	4,448(1,750)	5,861(2,350)	8,037(3,210)	11,135(4,300)
	日額3,000円(3コース)	922(250)	942(270)	1,105(280)	1,240(310)	1,286(320)	1,325(340)	1,446(350)	1,708(420)	2,314(670)	3,155(1,010)	4,525(1,570)	6,523(2,330)
	女性特約付(3Aコース)	1,072(400)	1,092(420)	1,275(450)	1,490(560)	1,506(540)	1,555(570)	1,736(640)	2,058(770)	2,724(1,080)	3,615(1,470)	4,995(2,040)	7,003(2,810)

※上記は(基本型)と(セット型)をセットしたものです。

※()内はセット型(損害保険部分)の保険料です。

※保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例)保険年齢40歳=令和5年7月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。

※上記の保険料は、確定保険料です。

※(基本型)と(セット型)ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なる場合があります。

親介護特約 (損害保険部分)

親介護 親が所定の要介護状態になったとき ▶ 100万円(一回限度)

親の年齢	30歳~45歳	46歳~50歳	51歳~55歳	56歳~60歳	61歳~65歳	66歳~70歳	71歳~75歳	76歳~80歳
月額保険料(Eコース)	10円	30円	60円	120円	260円	540円	1,140円	2,420円

※親介護の保険料は親一人当たりの確定保険料です。それぞれの親の保険年齢により決定します。(最高80歳まで)

※「総合医療保障コース(基本型)・(セット型)・(セット型女性特約)」のみの加入はできません。

※本人・配偶者ともに必ず「きずな」とセットで加入ください。

※(セット型)・(セット型女性特約)のみの加入はできません。必ず(基本型)とセットで加入ください。

総合医療保障コース(基本型)

保 険 期 間	6ヵ月間(令和6年1月1日~令和6年6月30日)で以後毎年1年ごとに更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。(令和6年1月1日~令和6年6月30日まで)										
保 険 料	毎月の給与から控除します。(初回は令和6年1月分給与より)										
税 法 上 の 取 扱 い	<ul style="list-style-type: none"> ●保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。 ●入院給付金は非課税です。 ※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。										
申 込 方 法	所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。(申込書は「きずな」申込書と併用です。)										
継 続 加 入 の 取 扱 い	一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ入院給付金日額(同コース)以下で継続加入できます。 なお、更新の際に、入院給付金日額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。										
配 当 金	この制度は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします(年度途中で脱退された場合を除く)ので実質的な負担は軽減されます。(令和6年1月1日~令和6年6月30日までの6ヵ月で収支計算を行います。)										
給 付 内 容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給付種類</th> <th>給付事由</th> <th>給付内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院給付金</td> <td>加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき</td> <td>入院給付金日額×入院日数をお支払いします。1入院124日分、通算700日分限度</td> </tr> <tr> <td>死亡保険金</td> <td>保険期間中に死亡したとき</td> <td>死亡保険金額</td> </tr> </tbody> </table>	給付種類	給付事由	給付内容	入院給付金	加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。1入院124日分、通算700日分限度	死亡保険金	保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額	
	給付種類	給付事由	給付内容								
入院給付金	加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。1入院124日分、通算700日分限度									
死亡保険金	保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額									
※ご注意…加入日(令和6年1月1日)前に発生した病気(既往症)を原因とする入院は、給付金のお支払い対象となりません。引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。											
お支払いできない場合について(解除・免責等)	次のような場合には、給付金・保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。) ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。) ●契約者もしくは被保険者に給付金・保険金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が給付金・保険金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 1.入院給付金について ①契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失 ②その被保険者の犯罪行為 ③その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 ⑥その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 ⑦その被保険者の薬物依存 ⑧地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) 2.死亡保険金について ①その被保険者についての加入日から起算してその被保険者の1年以内の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。) ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)										

給 付 金 の お 支 払 い	<入院について> ●入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。 (1) 加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。 (注) 被保険者がこの保険契約の更新後に、加入日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、加入日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は加入日以後の原因によるものとみなします。 (2) 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。 (注) 治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。 (3) 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。 ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。) ② ①の場合と同等の日本国外にある医療施設 ●入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。 ●被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。 ●入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。 (1) その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき (2) その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき ●被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。 ●入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金日額は、保険契約の満了した日のそれと同額とします。 ●分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、給付金支払の対象となります。 ●薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)、人間ドック、美容整形等、治療を目的としない入院は給付金支払の対象となりません。
	<入院給付金> ●入院給付金の支払限度日数は、1回の入院につき124日分、通算700日分です。 ●入院給付金の支払事由に該当する入院は、同一の不慮の事故による傷害または疾病による保険期間中の入院日数が継続して2日以上となった入院であることを要します。

医療保障保険契約内容登録制度

「医療保障保険契約内容登録制度」について あなたの契約内容が登録されます。
 当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、医療保障保険（団体型・個人型）契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険（団体型・個人型）契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険（団体型・個人型）契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険（団体型・個人型）契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険（団体型・個人型）契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険（団体型・個人型）契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険（団体型・個人型）契約のお引受けの判断の参考とさせていただきます。そのため利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険（団体型・個人型）契約の消滅時までとします。各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険（団体型・個人型）契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
 当社の医療保障保険（団体型・個人型）契約に関する登録事項については、当社[明治安田生命保険相互会社]が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社コミュニケーションセンター（電話 0120-662-332）にお問い合わせください。

【登録事項】

- (1)被保険者の氏名、生年月日および性別
 - (2)保険契約の種類（医療保障保険（団体型・個人型））
 - (3)治療給付率
 - (4)入院給付金日額
 - (5)保険契約の種類が医療保障保険（団体型）の場合、ご契約者名
 - (6)保険契約の種類が医療保障保険（個人型）の場合、ご契約者の住所（市・区・郡までとします。）
 - (7)契約日
- その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。
 ※この制度は生命保険会社と締結した家族特約付短期入院特約付医療保障保険（団体型）契約に基づき運営します。

引 受 保 険 会 社 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社

総合医療保障コース（セット型）

保 險 期 間	6 ヶ月間（令和6年1月1日～令和6年6月30日）で以後毎年1年ごとに更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。（令和6年1月1日～令和6年6月30日まで）
加入取扱いに関するご注意	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者だけの加入はできません。 ・本人の親は、本人のセット型加入が条件です。配偶者の親は、配偶者のセット型加入が条件です。 ・本人が脱退した場合には、配偶者・親は同時に脱退となります。 今回のご案内につきまして以下のお取り扱いはできませんのでご注意願います。 <ul style="list-style-type: none"> ・既に本制度にご加入している方（配偶者を含みます）の、コース（保険金額）変更 ・既に本制度にご加入している方の、配偶者・親の追加加入
保 険 料	毎月の給与から控除します。（初回は令和6年1月分給与より）
申 込 方 法	所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。（申込書は「きずな」申込書と併用です。）
継 続 加 入 の 取 扱 い	いったん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ入院保険金日額以下で継続加入できます。 なお、更新の際に、入院保険金日額等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。
配 当 金 ・ 解 約 返 れ い 金	この制度には、配当金および解約返れい金はありません。
保 険 金 の お 支 払 い	<ul style="list-style-type: none"> ●入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院・手術はお支払いの対象となりません。 ●保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等はお支払いの対象となりません（注）。 ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院・手術等につきましては保険金をお支払いいたします。 （注）したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。 ●お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。 ①保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額 ②保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額 ●被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。 ●被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。 ●お支払いの可否については、診断書等のご提出頂く書類にて判断されますので、お支払いの対象になるかどうか判らない場合でもご請求ください。 ●被保険者が、所定の手術を受けた場合に、手術保険金をお支払いします。ただし、骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術（抜釘術）や単なる皮膚の縫合術などは、手術保険金のお支払対象になりません。 ●同一の特約について、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払いします。 ●保険金受取人は被保険者本人になります。 ●介護保険金・親介護保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただきます。 ●詳細は約款の規定によります。 ※お支払対象となる疾病・傷害、三大疾病、糖尿病・高血圧性疾患、腎臓病・肝臓病、女性疾病、手術および倍率、要介護状態等の詳細については、引受損害保険会社のホームページ（ https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/ ）をご覧ください。
保険金が支払われない場合	入院保険金、手術保険金をお支払いできない主な場合（三大疾病入院保険金、三大疾病手術保険金を除きます。） <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存（傷害手術保険金を除きます。） ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱 ⑩その他、法令等により認められる場合など ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。 介護保険金をお支払いできない主な場合 <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③被保険者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ④被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。 ⑤その他、法令等により認められる場合など

保険金が支払われない場合（続き）

親介護保険金をお支払いできない主な場合

①被保険者の故意または重大な過失
 ②被保険者の親の故意または重大な過失
 ③被保険者の親の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 ④被保険者の親が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
 ⑤被保険者の親の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。

ただし、②③④については、親介護保険金を支払わないのはその被保険者の親に生じた要介護状態に限ります。
 なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

お支払対象となる疾病等の定義

●三大疾病入院保険金および三大疾病手術保険金における三大疾病（がん、急性心筋梗塞、脳卒中）には、次のような事例があります。

悪性新生物・上皮内新生物（がん・上皮内がん）	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物
	2. 消化器の悪性新生物	12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物
	3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物
急性心筋梗塞	4. 骨および関節軟骨の悪性新生物	14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物
	5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	15. 独立した（原発性）多部位の悪性新生物
	6. 中皮および軟部組織の悪性新生物	16. 上皮内新生物
脳卒中	7. 乳房の悪性新生物	17. 真正赤血球増加症<多血症>、骨髄異形成症候群、慢性骨髄増殖性疾患、本態性（出血性）血小板血症
	8. 女性生殖器の悪性新生物	18. ランゲルハンス細胞組織球症
	9. 男性生殖器の悪性新生物	
	10. 腎尿路の悪性新生物	21. 急性心筋梗塞の続発合併症
	19. 急性心筋梗塞	
	20. 再発性心筋梗塞	
	22. くも膜下出血	25. くも膜下出血の続発・後遺症
	23. 脳内出血	26. 脳内出血の続発・後遺症
	24. 脳梗塞	27. 脳梗塞の続発・後遺症

※対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症、合併症、後遺症を含みます。

●糖尿病・高血圧入院保険金および糖尿病・高血圧手術保険金における糖尿病・高血圧性疾患の範囲は次のとおりです。

糖尿病	1. 糖尿病	高血圧性疾患	2. 高血圧性疾患
-----	--------	--------	-----------

●腎臓病・肝臓病入院保険金および腎臓病・肝臓病手術保険金における腎臓病・肝臓病の範囲は次のとおりです。

腎臓病	1. 糸球体疾患	4. 尿路結石症
	2. 腎尿細管間質性疾患	5. 腎および尿管のその他の障害
	3. 腎不全	
肝臓病	6. ウイルス肝炎	7. 肝疾患

●女性疾病入院保険金および女性疾病手術保険金における女性疾病の範囲は次のとおりです。

悪性新生物	1. 乳房の悪性新生物	2. 女性生殖器の悪性新生物
	3. 乳房の障害	5. 女性生殖器の非炎症性障害
乳房および女性生殖器の疾患	4. 女性骨盤臓器の炎症性疾患	6. 女性生殖器の先天奇形
	7. 流産に終わった妊娠	11. 分娩の合併症
妊娠、分娩および産褥の合併症	8. 妊娠、分娩および産褥における浮腫、蛋白尿および高血圧性障害	12. 分娩（自然頭位分娩、自然分娩、単胎自然分娩は除く）
	9. 主として妊娠に関連するその他の母体障害	13. 主として産褥に関連する合併症
	10. 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	14. その他の産科的病態、他に分類されないもの
	15. 乳房の良性新生物	19. その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物
乳房または女性生殖器の良性新生物、性状不詳または不明の新生物	16. 子宮平滑筋腫	20. 女性生殖器の性状不詳または不明の新生物
	17. 子宮のその他の良性新生物	21. 乳房の性状不詳または不明の新生物
	18. 卵巣の良性新生物	

●女性疾病手術保険金における特定障害の治療を直接の目的とする形成術等は次のとおりです。

はんこん 瘢痕の原因となった傷害または疾病	1. 瘢痕に対する植皮術 2. 瘢痕形成術（非観血手術を除く）
足指の後天性変形	3. 足指の後天性変形に対する形成術（非観血手術を除く）
乳房切除の原因となった傷害または疾病	4. 乳房切除術（生検を除く）

お支払対象となる疾病等の定義（続き）

●介護保険金および親介護保険金における所定の要介護状態は次のとおりです。

①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合
 ②保険期間中に以下の状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合

寝たきりにより介護が必要な状態	終日就床（介護なしでは終日ベッド周辺での生活に限定される状態をいいます。）しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。 イ. 歩行の際に、補助用具（義手、義足、車いす等をいいます。）を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること ロ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具（義手、義足、車いす等をいいます。）を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ) 食事 (ロ) 排せつ (ハ) 入浴 (ニ) 衣類の着脱
認知症により介護が必要な状態	認知症（正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般かつ持続的に低下することをいいます。）であり、かつ、認知症により次のいずれかに該当する状態をいいます。 イ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具（義手、義足、車いす等をいいます。）を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ) 歩行 (ロ) 食事 (ハ) 排せつ (ニ) 入浴 (ホ) 衣類の着脱 ロ. 次に掲げる通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動またはそれらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること (イ) 徘徊をする、または迷子になる。 (ロ) 過食、拒食または異食をする。 (ハ) 所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をする。 (ニ) 乱暴行為または破壊行為をする。 (ホ) 興奮し騒ぎ立てる。 (ヘ) 火の不始末をする。 (ト) 物を盗む、またはむやみに物を集める。

重大事由による解除について

保険金を取得する目的で保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行なった場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者（保険の対象となる方）に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

代理請求制度について

ご加入者（被保険者）に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいなるときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

① ご加入者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります。）
 ② 上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 ③ 上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者（法律上の配偶者に限ります。）または上記②以外の3親等内の親族
 ※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険（株）へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

※この医療保険契約には下記の特約がセットされています。
 三大疾病入院特約、三大疾病手術特約、糖尿病・高血圧入院特約、糖尿病・高血圧手術特約、腎臓病・肝臓病入院特約、腎臓病・肝臓病手術特約、女性疾病入院特約、女性疾病手術特約、介護特約、親介護特約、疾病手術特約、傷害手術特約

【保険会社破綻時等の取扱いについて】

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

※この制度は損害保険会社と締結した医療保険契約に基づき運営します。保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご覧ください。

【損保部分】 引受損害保険会社 明治安田損害保険株式会社
取扱代理店 有限会社兵庫ライフサービス TEL：078-265-6170
明治安田生命保険相互会社 TEL：078-252-2270

7 重病克服支援コース

7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】

意向確認【ご加入前のご確認】

重病克服支援コースは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長

- 特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします。
- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 特約を付加した場合、7大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変)および悪性新生物(がん)・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします。

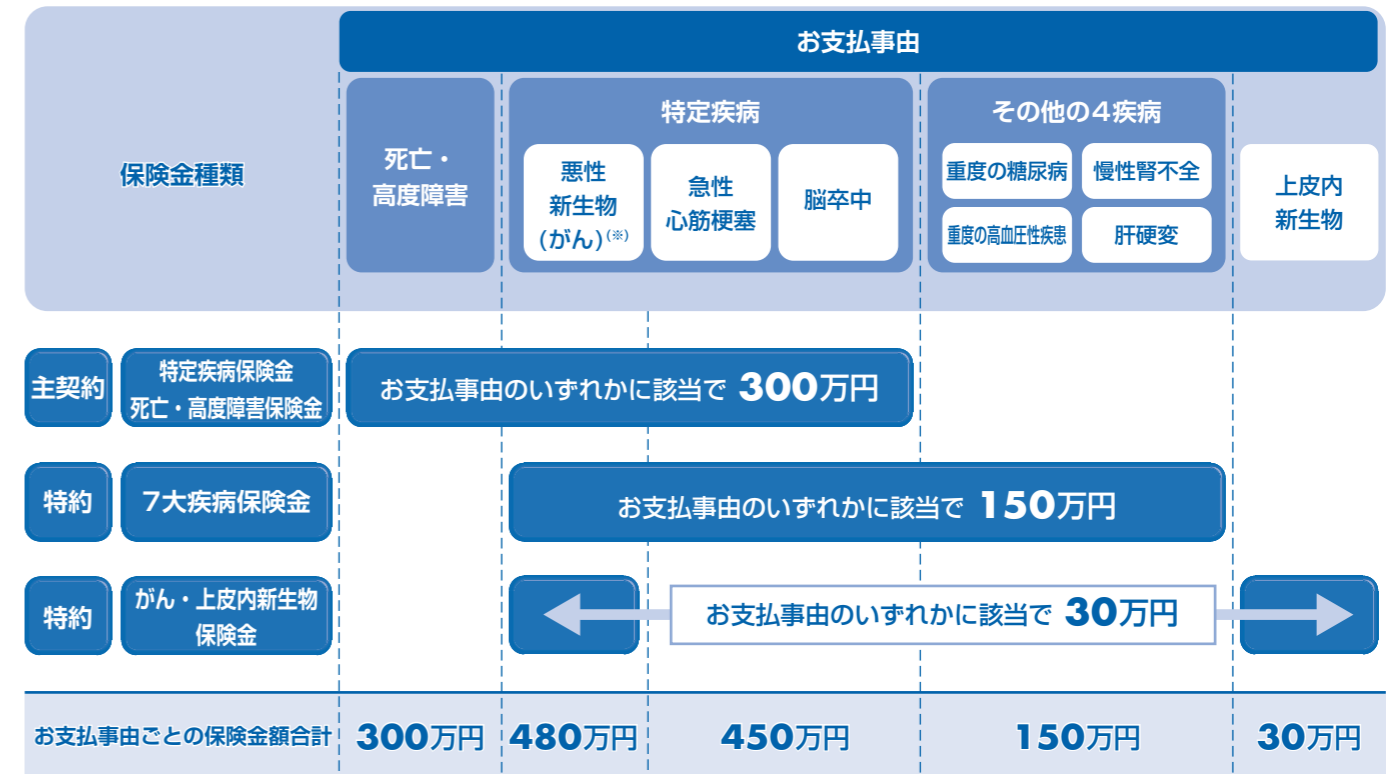
保障内容等【加入対象区分：本人・配偶者】

保障区分	保障内容	申込保険金額	
		300万円	500万円
主契約	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき [特定疾病保険金] (※1)	300万円	500万円
	○死亡・所定の高度障害状態のとき [死亡・高度障害保険金] (※1)		
7大疾病保障特約	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき [7大疾病保険金] (※2)	150万円	250万円
がん・上皮内新生物保障特約	○所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき [がん・上皮内新生物保険金] (※2)	30万円	50万円

- ⚠ (※1) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
- (※2) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。
- (注) 特約を付加するには、主契約への加入が必要です。

リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。
------------	--------------------------------------

◎保険金ごとの保障イメージ<お申込金額300万円の場合>



(※) 「特定疾病保険金」および「7大疾病保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。「がん・上皮内新生物保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含まれます。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

【主契約について】

300万円コース

- 一時金でお支払いします。

一時金 (300万円)

※特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

500万円コース

診療費と療養費に必要な額の両方をカバーするコースです。

- ① 一時金でお支払いします。
- ② 一時金＋年金でお支払いします。

一時金 (500万円) 一時金 (300万円) + 月額約3.3万円×5年間 (年金原資200万円)

● 年金額は「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点で確定された金額ではありません。

保険金のお支払いに関するご注意

各保険金の主なお支払事由はつぎのとおりです。

●被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類と お支払対象の疾病		お支払事由	お支払対象と ならない疾病例 ^{※1}
7 大 疾 病 保 険 金 ^{※13}	●悪性新生物 (がん)	加入日(※)前を含めてはじめて ^{※2} 悪性新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日(※)からその日を含 めて90日を経過した後、加入日(※)前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物 ^{※4} ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日(※)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{※5} し、 その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、 労働の制限を必要とする状態 ^{※6} が継続したと医師によって診断されたとき、 またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中 (くも膜下出血・ 脳内出血・脳梗塞)	加入日(※)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、脳卒中を発病 ^{※5} し、その疾病 により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、 運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断され たとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
	●重度の糖尿病	加入日(※)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、糖尿病を発病 ^{※5} し、医師が必要と認める日常的かつ継 続的なインスリン療法 ^{※8} を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患 (高血圧性網膜症)	加入日(※)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、高血圧性疾患を発病 ^{※5} し、その疾病により高血圧性網 膜症 ^{※9} であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日(※)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、 医師が必要と認める永続的な人工透析療法 ^{※10} を開始したとき	
	●肝硬変	加入日(※)以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所 見(生検)により診断されたとき ^{※11}	
がん・上皮内新生物保険金		加入日(※)前を含めてはじめて ^{※12} 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日(※)からその日を含めて90 日を経過した後、加入日(※)前を含めてはじめて診断確定されたとき	
死亡保険金		死亡されたとき	
高度障害保険金		加入日(※)以後に発生した傷害または疾病 ^{※5} により所定の高度障害状態になられたとき	

- ※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日(※)以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日(※)前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時含まれます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限ります。
- ※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり 特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日(※)以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日(※)前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。

(※)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

月額保険料 【加入対象区分：本人・配偶者】

・年齢・性別により異なります。

月額保険料 < 保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額・300万円・500万円 >

(単位：円)

男 性								
本 人・配偶者								
コース	300万円				500万円			
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料
年齢	300万円	150万円	30万円		500万円	250万円	50万円	
15歳 平成21年7.1~平成20年7.2	411	150	36	597	685	250	60	995
16~20歳 平成20年7.1~平成15年7.2	534	195	39	768	890	325	65	1,280
21~25歳 平成15年7.1~平成10年7.2	687	210	39	936	1,145	350	65	1,560
26~30歳 平成10年7.1~平成5年7.2	702	240	42	984	1,170	400	70	1,640
31~35歳 平成5年7.1~平成0年7.2	849	315	48	1,212	1,415	525	80	2,020
36~40歳 昭和63年7.1~昭和58年7.2	1,122	405	60	1,587	1,870	675	100	2,645
41~45歳 昭和58年7.1~昭和53年7.2	1,524	585	90	2,199	2,540	975	150	3,665
46~50歳 昭和53年7.1~昭和48年7.2	2,493	1,020	141	3,654	4,155	1,700	235	6,090
51~55歳 昭和48年7.1~昭和43年7.2	4,086	1,620	216	5,922	6,810	2,700	360	9,870
56~60歳 昭和43年7.1~昭和38年7.2	6,354	2,760	372	9,486	10,590	4,600	620	15,810
61~64歳 昭和38年7.1~昭和34年7.2	9,861	4,395	681	14,937	16,435	7,325	1,135	24,895

(単位：円)

女性									
本人・配偶者									
コース	300万円				500万円				
	年齢	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計保険料
		300万円	150万円	30万円		500万円	250万円	50万円	
15歳	平成21年7.1～平成20年7.2	396	165	36	597	660	275	60	995
16～20歳	平成20年7.1～平成15年7.2	459	195	45	699	765	325	75	1,165
21～25歳	平成15年7.1～平成10年7.2	534	225	75	834	890	375	125	1,390
26～30歳	平成10年7.1～平成5年7.2	657	300	96	1,053	1,095	500	160	1,755
31～35歳	平成5年7.1～平成0年7.2	903	435	135	1,473	1,505	725	225	2,455
36～40歳	昭和63年7.1～昭和58年7.2	1,290	660	183	2,133	2,150	1,100	305	3,555
41～45歳	昭和58年7.1～昭和53年7.2	1,848	1,095	240	3,183	3,080	1,825	400	5,305
46～50歳	昭和53年7.1～昭和48年7.2	2,310	1,425	300	4,035	3,850	2,375	500	6,725
51～55歳	昭和48年7.1～昭和43年7.2	2,997	1,815	309	5,121	4,995	3,025	515	8,535
56～60歳	昭和43年7.1～昭和38年7.2	3,675	2,415	357	6,447	6,125	4,025	595	10,745
61～64歳	昭和38年7.1～昭和34年7.2	5,184	2,865	483	8,532	8,640	4,775	805	14,220

加入日（*）以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。

（*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

この制度は、兵庫県市町村職員共済組合を契約者とし、令和6年1月1日を契約応当日とした集団扱の保険契約です。

この制度にお申しいただいた方は、令和6年7月1日より、同一契約者で、同種類、同額の、別の集団扱の保険契約に、スケールメリットの拡大を目的として移行することとなります。（その際、今回お申しいただいた契約は解約されたものとして取り扱います。ただし、解約返戻金はありません。）

なお、割引率の変更等により、保険料が変動する場合があります。

・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

（例）保険年齢40歳＝令和6年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで

・この制度の保険料は年単位の主契約の契約応当日ごとの主契約の総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の保険料は主契約の総保険金額10億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の主契約の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。

・記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入（増額）および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。

・配偶者の加入コースは本人と同額以下としてください。

保 険 期 間	1年間（令和6年1月1日～令和6年12月31日）で、以後毎年更新します。		
保 険 料	毎月の給与から控除します。（初回は令和6年1月分給与より）		
申 込 方 法	所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。（申込書は「きずな」申込書と併用です。）		
配当金・解約返れい金	この制度には、配当金および解約返れい金はありません。		
自 動 更 新 の 取 扱 い	<p>保険期間の満了の日の2ヵ月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず自動的に更新されます。ただし、保険期間満了の日の翌日における保険年齢が69歳を超えるときは、自動更新のお取扱いをしません。</p> <p>※更新後のご契約の保険期間は1年です。</p> <p>※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。</p>		
保 険 金 の お 支 払 い	<p>●死亡・高度障害保険金 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日（*）以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。 高度障害状態とは身体障害の程度が加入日（*）以後に発生した傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。</p> <table border="1"> <tr> <td>高度障害状態とは</td> <td> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき </td> </tr> </table> <p>※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p> <p>引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。</p> <p>■お支払いできない場合について（解除・免責等） 次のような場合には、保険金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなる場合があります。） ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき <p>1. 死亡保険金について ①加入日（*）からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。） ②契約者の故意によるとき ③死亡保険金受取人の故意によるとき ④戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）</p> <p>2. 高度障害保険金について ①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ②契約者の故意または重大な過失によるとき ③被保険者の故意または重大な過失によるとき ④戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）</p>	高度障害状態とは	1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき
高度障害状態とは	1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき		

（*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

■リビング・ニーズ特約
【保険金のお支払事由について】
 ●ご請求の際に被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき。ただし、保険期間（更新される場合は更新後の保険期間を含みます。）満了前1年間は、リビング・ニーズ特約による保険金の請求はできません。※保険期間が1年のご契約の場合は満了前1年間であってもご請求できます。
 ●死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。
 ●余命6か月以内とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。
 余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。
 (1) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時には余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合
 (2) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合
【ご請求について】
 ●ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。
 ●「死亡保険金額」は、リビング・ニーズ特約による保険金のご請求日における「無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）」の死亡保険金額です。
 ●この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者がご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。
 ●ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や担当医師に確認を求める場合があります。
【お支払金額について】
 ●被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する保険料の現価を差し引いた金額をお支払いします。（ただし、ご請求日から6か月以内にこの保険の更新日がある場合は、更新後の期間相当分について、請求時の保険料率に基づいて計算した、更新時の年齢の保険料の現価を差し引きます。）
【リビング・ニーズ特約による保険金をお支払いできない場合について】
 ●つぎのいずれかにより、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。
 (1) 被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
 (2) ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき
 (3) 戦争その他の変乱によるとき
 ●この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金をお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。
■代理請求特約【Y】について
 代理請求特約【Y】の付加により、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情（注）がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。
 (注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。
 指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。
 1. 被保険者の戸籍上の配偶者 2. 被保険者の直系血族 3. 被保険者の兄弟姉妹 4. 被保険者の3親等内の親族
 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。
 ア. 上記1～4以外の方（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など）で、被保険者と同居している方
 イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方（法人および法人の代表者を除く）
 * 保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
 * 保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。
 死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約【Y】を付加することはできません。
 お支払いした保険金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。
 保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。
 ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
 指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。
 指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約【Y】の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。
 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

税法上の取扱い	●保 険 料：全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。 ●死 亡 保 険 金：本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。 ※ただし受取人が法定相続人に該当する場合は、 ：本人が受取る配偶者の死亡保険金は、一時所得として課税されます。 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。 ※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。 ●高度障害保険金：非課税です。 ●特定疾病保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金：非課税です。 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。
	年金の種類と型 ●年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただきます。（定額型確定年金です）
年金払特約（Ⅱ型）	配 当 金 ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
	年 金 受 取 人 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
	年金のお支払い ●年金受取人へのお支払は、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15日）です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。
	年金払の対象となる保険金 ●無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）の主契約保険金の全部または一部。7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部。 ●ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

●この制度は、保険金の受取人が主約款の条項（保険金の支払方法の選択）に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。なお、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約もこの取扱いに準じます。保険料のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承願います。
 * この保険には満期保険金はありません。
 * この保険には自動振替貸付制度はありません。
 * 現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。

ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。
 「ご契約のしおり 約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。明治安田生命までお問い合わせください。
【「ご契約のしおり 約款」記載事項の例】
 ●お申込の撤回（クーリング・オフ）について ●解約と返戻金について ●健康状態等の告知義務について ●契約内容の変更等について
 ●保険金等をお支払いできない場合について ●「生命保険契約者保護機構」について
【お取扱できない事項の例】
 ・保険期間中の保障額の増額・減額はできません
 ・保険期間の変更はできません
 ・保険料の払込方法の変更はできません
 約款規定については引受保険会社のホームページ
 (https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html) をご覧ください。
 なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性がります。

引受会社の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。
 当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

この制度は生命保険会社と締結した7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約【Y】付集団扱無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）契約に基づき運営します。

引受会社 明治安田生命保険相互会社 〒651-0086 神戸市中央区磯上通8-3-5 明治安田生命神戸ビル5F
関西公法人部 法人営業第一部 TEL 078-252-2270

8 長期療養収入補償コース

精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】

意向確認【ご加入前のご確認】

長期療養収入補償コースは、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長

- 病気やケガにより免責期間90日を超えて就業障害が継続した場合、保険金をお支払いします。

制度の趣旨

病気やケガで長期療養になった場合、一定期間(約3年~3年4ヵ月)は公的給付が支給されますが…

その後、職場復帰(再就職)できなかつた場合、収入がまったく途絶えてしまいます。

そこで、長期療養収入補償コースでは…

- 失われた所得に代わり、**月額最高10万円を10年を限度に**補償します。(55~60歳の方は3年限度) **職場復帰を支援!**
- 所定の精神障害についても、補償の対象となります。(24ヵ月が限度)
(統合失調症・強迫性障害(強迫神経症)・摂食障害・統合失調症型障害・妄想性障害など)
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害も補償の対象となります。



給付内容

あなたがもし病気やケガで90日を超えて長期休職となった場合



月額保険料

年齢(満年齢)	免責期間	補償対象期間	保険金月額10万円(Zコース)	
			男性	女性
15~24歳 H10.7.2~H20.7.1	90日	10年	520円	309円
25~29歳 H 5.7.2~H10.7.1			551円	414円
30~34歳 S63.7.2~H 5.7.1			599円	561円
35~39歳 S58.7.2~S63.7.1			807円	907円
40~44歳 S53.7.2~S58.7.1			1,273円	1,579円
45~49歳 S48.7.2~S53.7.1			2,094円	2,629円
50~54歳 S43.7.2~S48.7.1		3,498円	4,159円	
55~59歳 S38.7.2~S43.7.1		2,490円	2,602円	
60歳 S37.7.2~S38.7.1		3年	4,497円	4,184円

※保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
 ※補償対象期間は、契約年齢が55歳~60歳の方は3年が限度、所定の精神障害による就業障害の場合は24ヵ月が限度となります。
 ※年齢は令和5年7月1日現在の満年齢です。
 ※上記保険料は確定保険料です。
 ※免責期間は90日です。
 ※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。
【お取り扱いできない事項の例】
 ●保険期間の変更
 ●保険料の払込方法の変更 など

保 険 期 間	6 ヶ月間（令和6年1月1日～令和6年6月30日）で、以後、毎年1年ごとに更新します。
保 険 料	毎月の給与から控除します。（初回は令和6年1月分給与より）
申 込 方 法	所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、ご提出ください。
継 続 加 入 に関する取扱い	いったん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金月額（コース）以下で継続加入できます。 なお、更新の際に、保険金月額（コース）等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。
配当金・解約返れい金	この制度には、配当金および解約返れい金はありません。
保 険 金 の お 支 払 い (続 き)	<p>1. 保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間を超えて継続したとき、保険金をお支払いします。</p> <p>2. 就業障害が続いた場合、免責期間終了後（91日目）から、10年を限度として、保険金が支払われます。ただし、加入日（継続加入の場合は更新日）現在満55歳以上の方は91日目から3年、所定の精神障害による就業障害の場合は24 ヶ月が限度となります。また、一度就業障害が終了した後、6 ヶ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。</p> <p>●就業障害とは 就業障害とは、下記の状態をいいます。</p> <p>1. 身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合 （イ）その身体障害の治療のため、入院していること （ロ）（イ）以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合 （ハ）（イ）（ロ）以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること</p> <p>2. 免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合</p> <p>●お支払いする保険金の額 補償対象期間中の就業障害である期間1 ヶ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12 ヶ月の平均月間所得額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります*。 また、補償対象期間中の就業障害である期間に1 ヶ月未満の端日数が生じた場合は、1 ヶ月＝30日とした日割計算でお支払いします。 なお、所得喪失率は、$1 - \frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$ で算出されます。 病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。 初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後に就業障害になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。 ①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額 *他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。</p> <p>●保険金をお支払いできない場合 次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いいたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害 ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害 ● 麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害 ● 妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害 ● 戦争、暴動（テロ行為を除く）などによって被った身体障害による就業障害 ● 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛等で医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないものによる就業障害 ● 自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害 ● 精神病的障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害（一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください。） ● 脱退後に開始した就業障害 など <p>なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができません。 また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできません。 この制度には精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害（アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害を除きます。）を被保険者が被り、これを原因として生じた就業障害に対して、保険金をお支払いします。ただし、この特約による保険金の支払いは、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24 ヶ月を限度とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10（2003年版）準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害 F00～F09、F20～F99 例）統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害（躁うつ病）、強迫性障害（強迫神経症）、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害、認知症、知的障害、特異的発達障害、多動性障害など</p> </div>

保 険 金 の お 支 払 い (続 き)	<p>●保険金のお支払いに関する注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。 ● 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません（注）。ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましてもは保険金をお支払いいたします。 （注）したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。 ● 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。 ● 保険金は身体の障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。 ● 保険金受取人は被保険者本人になります。 ● 就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険（株）へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。
重大事由による解除について	保険金を取得する目的で就業障害を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行なった場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者（保険の対象となる方）に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
代理請求制度について	<p>ご加入者（被保険者）に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。</p> <p>① ご加入者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります。）</p> <p>② 上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族</p> <p>③ 上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者（法律上の配偶者に限ります。）または上記②以外の3親等内の親族</p> <p>※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。</p>

「保険会社破綻時等の取扱いについて」

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

この制度は損害保険会社と締結した団体長期障害所得補償保険契約に基づき運営します。
 保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご覧ください。
 このパンフレットは商品の概要を説明していますので、給付の内容、その他詳細については、団体窓口または明治安田損害保険（株）へご照会ください。

引受損害保険会社 明治安田損害保険株式会社
 取 扱 代 理 店 有限会社兵庫ライフサービス TEL：078－265－6170
 明治安田生命保険相互会社 TEL：078－252－2270

9 団体傷害補償制度

賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険【損害保険】、賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付家族傷害保険【損害保険】

意向確認【ご加入前のご確認】

団体傷害補償制度は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容が、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長

1. 急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより死亡・後遺障害となった場合や入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。
2. 日常生活における賠償事故のリスクについても補償します。
3. 入院・通院補償は**1日目からお支払い**します。

補償内容

(注) 同居家族とは、本人またはその配偶者の同居の親族、本人またはその配偶者の別居の未婚の子
なお、続柄は、傷害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。
また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

		Aコース	Bコース	Cコース
本人	死亡保険金	350万円	500万円	590万円
	後遺障害保険金(程度により)	14~350万円	20~500万円	23.6~590万円
	入院保険金(1日につき)	3,600円	5,300円	7,200円
	手術保険金(状況により)	1.8・3.6万円	2.65・5.3万円	3.6・7.2万円
	通院保険金(1日につき)	1,800円	2,700円	3,600円
	賠償責任保険金	5,000万円	5,000万円	5,000万円
月額保険料		1,820円	2,700円	3,570円
配偶者	死亡保険金	100万円	170万円	200万円
	後遺障害保険金(程度により)	4~100万円	6.8~170万円	8~200万円
	入院保険金(1日につき)	1,950円	3,200円	4,600円
	手術保険金(状況により)	0.975・1.95万円	1.6・3.2万円	2.3・4.6万円
	通院保険金(1日につき)	1,300円	1,900円	2,600円
	賠償責任保険金	5,000万円	5,000万円	5,000万円
月額保険料		1,450円	2,170円	2,840円
同居家族(注)	死亡保険金	80万円	150万円	190万円
	後遺障害保険金(程度により)	3.2~80万円	6~150万円	7.6~190万円
	入院保険金(1日につき)	1,650円	2,400円	3,500円
	手術保険金(状況により)	0.825・1.65万円	1.2・2.4万円	1.75・3.5万円
	通院保険金(1日につき)	1,070円	1,580円	2,200円
	賠償責任保険金	5,000万円	5,000万円	5,000万円
月額保険料		1,450円	2,170円	2,840円
本人	死亡保険金	350万円	530万円	640万円
	後遺障害保険金(程度により)	14~350万円	21.2~530万円	25.6~640万円
	入院保険金(1日につき)	3,600円	5,300円	7,200円
	手術保険金(状況により)	1.8・3.6万円	2.65・5.3万円	3.6・7.2万円
	通院保険金(1日につき)	1,800円	2,700円	3,600円
	賠償責任保険金	5,000万円	5,000万円	5,000万円
月額保険料		1,450円	2,170円	2,840円
同居家族(注)	死亡保険金	80万円	160万円	190万円
	後遺障害保険金(程度により)	3.2~80万円	6.4~160万円	7.6~190万円
	入院保険金(1日につき)	1,650円	2,400円	3,500円
	手術保険金(状況により)	0.825・1.65万円	1.2・2.4万円	1.75・3.5万円
	通院保険金(1日につき)	1,070円	1,580円	2,200円
	賠償責任保険金	5,000万円	5,000万円	5,000万円
月額保険料		1,450円	2,170円	2,840円
本人	死亡保険金	340万円	500万円	550万円
	後遺障害保険金(程度により)	13.6~340万円	20~500万円	22~550万円
	入院保険金(1日につき)	3,600円	5,300円	7,200円
	手術保険金(状況により)	1.8・3.6万円	2.65・5.3万円	3.6・7.2万円
	通院保険金(1日につき)	1,800円	2,700円	3,600円
	賠償責任保険金	5,000万円	5,000万円	5,000万円
月額保険料		1,220円	1,800円	2,290円
配偶者	死亡保険金	100万円	150万円	160万円
	後遺障害保険金(程度により)	4~100万円	6~150万円	6.4~160万円
	入院保険金(1日につき)	1,950円	3,200円	4,600円
	手術保険金(状況により)	0.975・1.95万円	1.6・3.2万円	2.3・4.6万円
	通院保険金(1日につき)	1,300円	1,900円	2,600円
	賠償責任保険金	5,000万円	5,000万円	5,000万円
月額保険料		1,220円	1,800円	2,290円

1 家族補償タイプ

2 個人補償タイプ

	Xコース	Yコース	Zコース	Sコース
死亡保険金	280万円	430万円	570万円	860万円
後遺障害保険金(程度により)	11.2~280万円	17.2~430万円	22.8~570万円	34.4~860万円
入院保険金(1日につき)	4,200円	6,300円	8,500円	12,900円
手術保険金(状況により)	2.1・4.2万円	3.15・6.3万円	4.25・8.5万円	6.45・12.9万円
通院保険金(1日につき)	2,500円	4,000円	5,400円	8,100円
賠償責任保険金	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円
月額保険料	980円	1,490円	2,000円	2,970円

※いずれか1種類を選んでください。

※賠償責任保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含みます(未成年または責任無能力者に関する事故に限りです)。

・配偶者 ・本人またはその配偶者の同居の親族 ・本人またはその配偶者の別居の未婚の子
なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。

また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

※上記保険料は、確定保険料です。

※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。

【お取り扱いできない事項の例】

- 保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額、家族補償タイプ契約の型の変更等)
- 保険期間の変更
- 保険料の払込方法の変更 など

ただし、家族補償タイプに加入の場合、家族構成の変動により補償対象者が減少したときは保険料が変わることがありますので、団体窓口にお申し出ください。

※今回のご案内につきまして以下のお取り扱いはできませんのでご注意ください。

- ・既に本制度にご加入している方(配偶者・子どもを含みます)の、コース(保険金額)変更
- ・既に本制度にご加入している方の、配偶者・子どもの追加加入

お支払いの対象となる主な事故

下記のような急激かつ偶然な外来の事故が対象となります。

傷害事故



交通事故によるケガ
階段から落ちてケガ
ゴルフ中にケガ
料理中にヤケド

その他、ドアにぶつかりケガ、足を滑らせてケガ、海で溺れて死亡、飛行機が墜落して死亡 など

賠償事故



自転車で他人にケガをさせた※
他人の家のガラスを壊した
階下に水漏れを出した(階下の損害に限り補償)

その他、お店の高価な商品を誤って壊した、飼い犬が他人にかみついた など

※仕事上の事故を除く。

お支払いの対象とならない主な事故

<傷害> 次のような事故が原因でケガまたは死亡した場合は**保険金をお支払いできません。**

- (頭)頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(医学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの
- 山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンングライダー搭乗などの危険な運動中の事故
- 自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行なっている間の事故
- 妊娠、出産、早産、流産による傷害
- 脳疾患、疾病、心神喪失による傷害
- 法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害
- 自殺行為、闘争行為による傷害 など

<賠償> 次のような事由によって生じた損害に対しては、**保険金をお支払いできません。**

- 仕事上の事故
- 同居の親族に対する賠償責任
- 船舶や自動車などの所有、使用、または管理に起因する事故
- 他人から借りた物または預かった物に対して損害を与えた場合
- 心神喪失が原因で発生した賠償責任 など

お支払いに関する重要事項が記載されています。必ずご確認ください。

P51~53

補償対象者	<p>①家族補償タイプ 組合員本人および配偶者、組合員本人またはその配偶者の同居の親族、組合員本人またはその配偶者の別居の未婚の子。なお続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。</p> <p>②個人補償タイプ 組合員本人、配偶者、子ども ※配偶者、子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。 ※本人が脱退した場合、配偶者・子どもは同時脱退となります。</p>
保険期間	6ヵ月間（令和6年1月1日～令和6年6月30日）で、以後、毎年1年ごとに更新します。
保険料	毎月の給与から控除します。（初回は令和6年1月分給与より）
申込方法	所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、ご提出ください。（申込書は「きずな」申込書と併用です）
継続加入の取扱い	加入の次年度からは、明治安田損害保険（株）またはお客さまから特に意思表示がない限り、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険金は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。
配当金・解約返れい金	この制度には、配当金および解約返れい金はありません。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの	
死亡保険金	傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 *既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額
後遺障害保険金	傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100% *保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度
入院保険金	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院のみ
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 *ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じた倍率（入院外の手術5倍・入院中の手術10倍）を乗じた額
通院保険金	傷害により、通院（往診を含みます。）し、医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日が限度
(注1) 賠償責任保険金	次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合 ●被保険者である本人が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故	被害者に支払うべき損害賠償金の額（一事故について賠償責任保険金額が限度）(注2) ※国内示談交渉サービス付（注3）

<p>●「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状を含みます（死亡保険金以外については、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒も含みます）。</p> <p>●以下の職業または職務に該当する方が、その職業に従事している間に生じた事故によって被った傷害に対しては保険金を支払いません。</p>	<p>オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業</p>
	<p>●保険金のお支払いは、保険期間中（令和6年1月1日～令和6年6月30日）に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限ります。</p> <p>●入院保険金および通院保険金の支払いを受けられる期間中にさらに保険金の支払いを受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。</p> <p>●傷害保険では、医師が必要であると認め、医師が行なう治療を受けることが保険金支払の条件となります。医師とは、医師法でいう医師を指します（鍼灸・マッサージ・指圧・整体・柔道整復師等の医業類似行為は医師の治療には該当しません）。</p> <p>●柔道整復師（接骨院、整骨院等）への通院は、医師による診断が骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷の場合に限り、傷害の部位や程度に応じて認定を行ない、保険金をお支払いします。ただし、ご申告の傷病名を裏付ける明らかな事故があり、医学上妥当な通院回数であれば、医師への受診がなくても保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>●医師の指示がなく本人の判断（痛いという自覚症状等）だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。</p> <p>●被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・靭帯損傷等の傷害を被った特定の部位※を固定するために、医師の指示により、ギブス・ギブスシーネ・ギブスシャーレ・シーネその他これらと同程度に固定することができるもの（胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等を含みません。）を常時装着したときには、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。 ※1. 長管骨または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（ただし、長管骨を含めギブス等を装着した場合に限ります。） 3. 肋骨・胸骨（ただし、体幹部にギブス等を装着した場合に限ります。）</p> <p>●既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。</p> <p>●手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。</p> <p>●死亡保険金受取人は原則として法定相続人です。特に死亡保険金受取人を指定する場合は団体窓口までお申し出ください。それ以外の保険金受取人は被保険者本人となります。</p> <p>●死亡保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただけます。</p>
<p>●「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状を含みます（死亡保険金以外については、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒も含みます）。</p> <p>●以下の職業または職務に該当する方が、その職業に従事している間に生じた事故によって被った傷害に対しては保険金を支払いません。</p>	<p>（注1）賠償事故の示談交渉は必ず引受損害保険会社にご相談いただきながらおすすめください。事前の相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。</p> <p>（注2）他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。なお、被保険者またはそのご家族が既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。</p> <p>（注3）日本国内で発生したお支払対象となる賠償事故については示談交渉サービスが利用できます。ただし、相手方の同意が得られない場合、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、被保険者に損害賠償責任がない場合等は、示談交渉サービスを利用できません。</p>

事故時の保険金のお支払い内容等（続き）

月額保険料

※組合員本人が加入すれば配偶者・子どもも加入できます。

本人・配偶者	15歳 (H21.1.1~H20.1.2)	16~20歳 (H20.1.1~H15.1.2)	21~25歳 (H15.1.1~H10.1.2)	26~30歳 (H10.1.1~H5.1.2)	31~35歳 (H5.1.1~S63.1.2)	36~40歳 (S63.1.1~S58.1.2)
	270円	310円	520円	630円	600円	560円
子ども	41~45歳 (S58.1.1~S53.1.2)	46~50歳 (S53.1.1~S48.1.2)	51~55歳 (S48.1.1~S43.1.2)	56~60歳 (S43.1.1~S38.1.2)	61~65歳 (S38.1.1~S33.1.2)	66~69歳 (S33.1.1~S29.1.2)
	600円	740円	920円	1,180円	1,550円	2,240円
子ども	0~15歳 (~H20.1.2)	16~20歳 (H20.1.1~H15.1.2)	21~22歳 (H15.1.1~H13.1.2)			
	270円	310円	520円			

※保険料は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※年齢は保険年齢です。保険年齢とは、満年齢を基に、1年未満の端数について6カ月以下は切り捨て、6カ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢40歳=令和5年7月1日現在満39歳6カ月を超え満40歳6カ月まで

※記載の保険料は、確定保険料です。

※今回のご案内につきまして以下のお取り扱いはできませんのでご注意願います。

・既に本制度にご加入している方の、配偶者・子どもの追加加入

※配偶者の加入は18歳からとなります。

保険期間	6ヵ月間(令和6年1月1日~令和6年6月30日)で以後、毎年1年ごとに更新します。 保険期間中に退職等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。
保険料	毎月の給与から控除されます。(初回は令和6年1月分給与より)
申込方法	所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、ご提出ください。
継続加入の取扱い	いったん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ入院保険金日額以下で継続加入できます。 なお、更新の際に、入院保険金日額等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。
保険金のお支払い	<ul style="list-style-type: none"> ●入院支援保険金、入院初期費用保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院はお支払いの対象となりません。 ●保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院はお支払いの対象となりません(注)。ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院につきましては保険金をお支払いいたします。 (注)したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となる場合があります。 ●お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。 <ul style="list-style-type: none"> ①保険金支払事由の原因が被保険者に発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額 ②保険金支払事由が被保険者に新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額 ●被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。 ●被保険者が入院支援保険金、入院初期費用保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。 ●お支払いの可否については、診断書等のご提出頂く書類にて判断されますので、お支払いの対象になるかどうか判らない場合でもご請求ください。 ●詳細は約款の規定によります。 <p>【保険金のご請求について】 保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。</p>

保険金をお支払いできない場合	<ul style="list-style-type: none"> ●入院支援保険金・入院初期費用保険金をお支払いできない主な場合 <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存(傷害入院支援保険金、傷害入院初期費用保険金を除きます。) ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱 など <p>ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。 なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができません。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできません。</p>
配当金・解約返れい金	この制度には、配当金および解約返れい金はありません。
重大事由による解除について	保険金を取得する目的で保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行なった場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
代理請求制度について	<p>ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいなるときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。) ②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族 ③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。) <p>または上記②以外の3親等内の親族 ※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。</p>

※この医療保険契約には下記の特約がセットされています。
疾病入院支援特約、傷害入院支援特約、疾病入院初期費用特約、傷害入院初期費用特約

【保険会社破綻時等の取扱いについて】
引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

※この制度は損害保険会社と締結した医療保険契約に基づき運営します。
保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

取扱代理店：有限会社兵庫ライフサービス TEL：078-265-6170
明治安田生命保険相互会社 TEL：078-252-2270

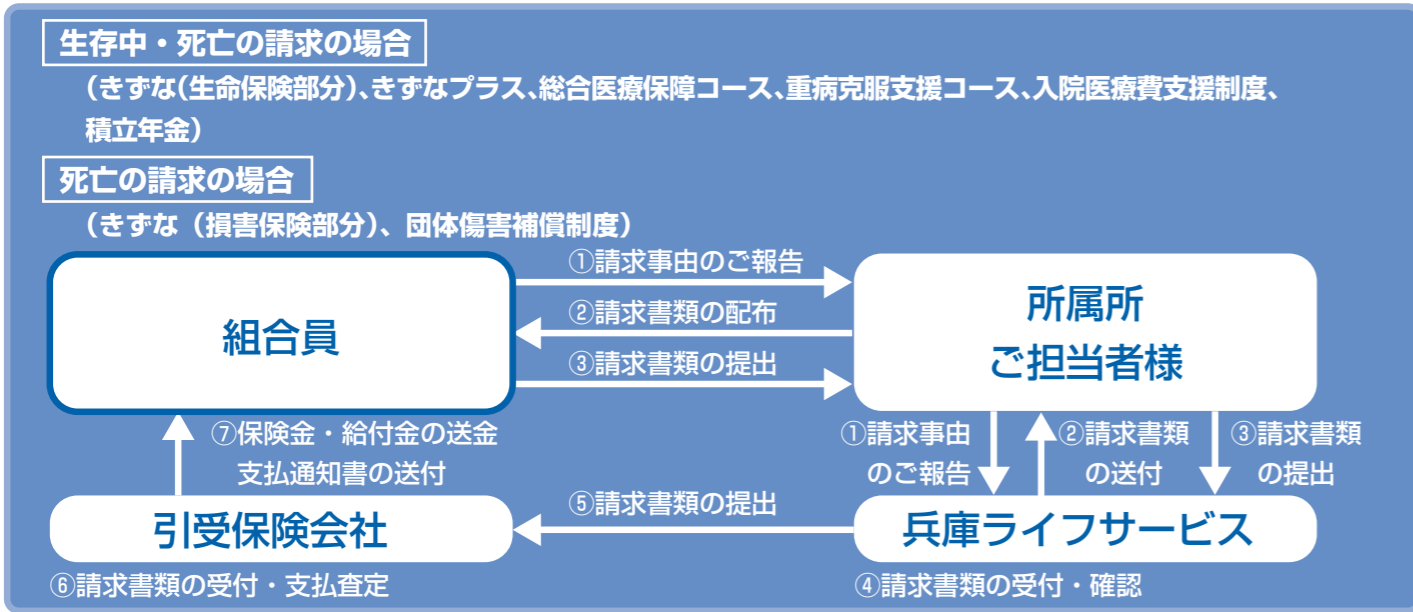
引受損害保険会社：明治安田損害保険株式会社

11 ご請求について

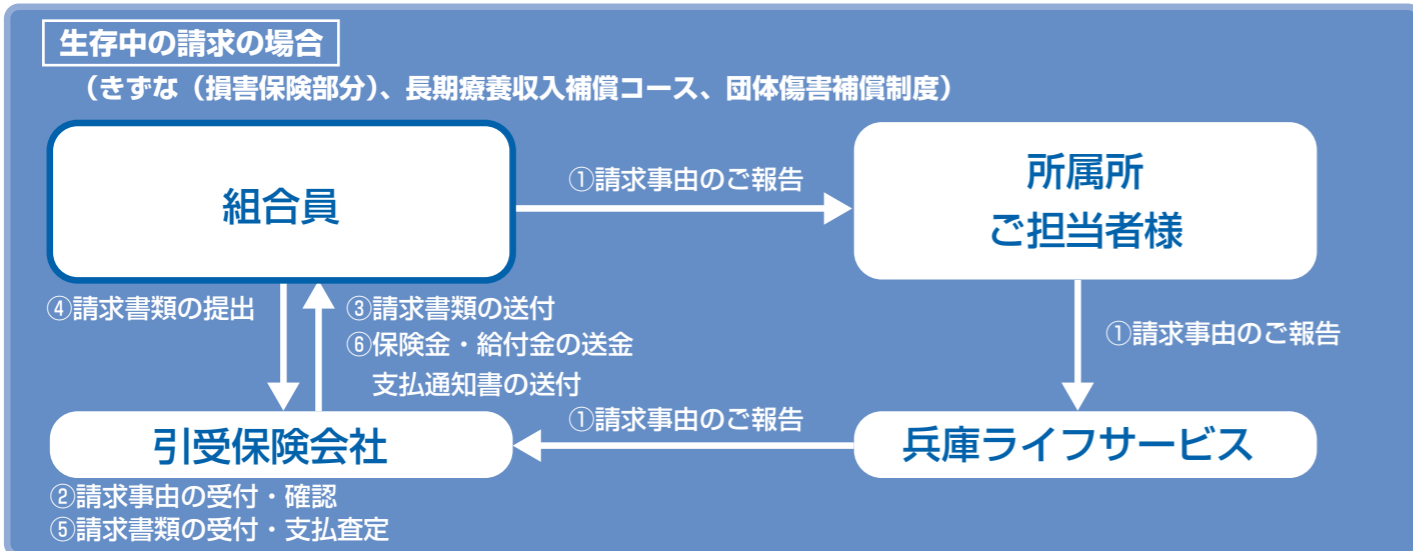
まずは所属のご担当者へご連絡ください

制度や請求内容により、請求から給付までの流れが以下の2つのパターンに分かれます。

●請求から給付までの流れ①



●請求から給付までの流れ②



※保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

請求に関するQ&A

Q1 ケガで請求したいのですが…

A1 所属のご担当者へ「事故連絡票※」をご記入のうえ、ご提出してください。
※「事故連絡票」は、各所属のご担当者よりお受け取りください

<ご注意！>
・「事故連絡票」は、事故の発生の日を含めて30日以内にご提出してください。
・きずな(損害保険部分)、団体傷害補償制度に関して、お支払いの対象は事故の発生の日からその日を含めて180日以内に限ります。

Q2 病気で請求したいのですが…

A2 所属のご担当者へ「疾病受付票※」をご記入のうえ、ご提出してください。
※「疾病受付票」は、各所属のご担当者よりお受け取りください

<ご注意！>
・お支払いの可否については、診断書等のご提出頂く書類にて判断されますので、お支払いの対象となるかどうか判らない場合でもご請求ください。

※ご加入されている制度によっては、お支払いの対象とならない場合がございますので、ご加入されている内容をご確認ください

保険会社からのお願い・ご注意

〈きずな（生命保険部分）・きずなプラス・総合医療保障コース（基本型）・重病克服支援コース共通〉

＜保険金・給付金のご請求について＞

- 保険金・給付金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。
 - 保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
 - ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。
- ＜改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について＞
- ご加入の本人・配偶者・ごどもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
 - 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
 - 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
 - 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

＜告知の大切さに関するご案内＞

〈総合医療保障コース（セット型）・長期療養収入補償コース・入院医療費支援制度共通〉

告知の大切さについて、ご確認ください。

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入（増額）時には重要な事項を正しく申し出てください。義務（告知義務）があります。
 - ご加入（増額）の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
 - 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時[※]からその日を含めて1年以内であれば、ご契約（増額部分）が解除されることがあります。また、保険期間開始時[※]から1年を経過していても、保険期間開始時[※]からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約（増額部分）が解除されることがあります。（解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。）
- ※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて保険金額を増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取扱いします。
- ご契約（増額部分）が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
 - ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認ください。
 - 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をするを前提に、ご加入（増額）のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
 - 新たなご加入（増額）の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。特に親介護特約については、対象となる方の現在の健康状態等について必ずご確認ください。
 - 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00)までご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社

●きずな(生命保険部分)・きずなプラス・総合医療保障コース(基本型)・重病克服支援コース共通

個人情報に関する取扱いについて ＜契約者と生命保険会社からのお知らせ＞

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。

ー死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意くださいー

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

●きずな(損害保険部分)・総合医療保障コース(セット型)・長期療養収入補償コース・入院医療費支援制度・団体傷害補償制度共通

＜契約者と引受損害保険会社からのお知らせ＞

この保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する引受損害保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提出いたします。契約者は、この保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。引受損害保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連する会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため利用(注)し、また、必要に応じて、契約者、明治安田生命保険相互会社、取扱代理店、他の損害保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および引受損害保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受損害保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受損害保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

ー死亡保険金受取人の指定に際しご留意くださいー

指定された死亡保険金受取人の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

12 「きずなNEXT」(退職後の制度)について

令和6年4月1日時点で満61歳のきずな加入者については、次回更新日（令和6年7月1日）に全員「きずなNEXT」へ移行となります。必ず加入申込書による変更手続きを行ってください。特別職・再任用等の方も同様の取り扱いとなりますので、ご注意ください。

◆ POINT ◆

- 満50歳以上の方が現職中にご加入されている制度を退職後も69歳まで継続できます。
(配偶者の年齢は問いません。)(ただし、「きずな」は退職者専用コースのみとなります。)
- 現職中の「きずな」を引き続き継続いただきますので、告知や診査は必要ありません。
- 本人・配偶者のみ継続いただけます。(こどもは加入できません。)
- 毎月(22日)口座振替にて保険料をいただきます。(月額保険料に別途手数料(7月以降分:毎月314円)が必要です。)
- 現職中と同様に「きずな(生命保険部分)」、「きずなプラス」、「総合医療保障コース(基本型)」は配当金の対象となります。(配当率はお支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。)
- 長期療養収入補償コースと積立年金は退職と同時に脱退となりますので継続できません。
- 新規・増額・ご家族の追加加入はできません。

	現職中の「きずな」	退職後の「きずなNEXT」	個人保険への加入
	令和5年 3月31日 (退職日)	7月1日 (更新日)	継続最高保険年齢(満了時保険年齢) 69歳(70歳) 79歳(80歳)
死亡・高度障害保障	きずな(生命保険部分)	退職者専用コース (本人Xコース・Wコース・Sコースのみ 配偶者500万円コース・300万円コース・100万円コースのみ)	きずなりレーコース(個人扱)
	きずなプラス※1		
傷害保障	きずな(損害保険部分)	退職者専用コース (本人Xコース・Wコース・Sコースのみ 配偶者X5コース・W3コース・10コースのみ)	一時払傷害保険(10年間)
	団体傷害補償制度		一時払傷害保険(10年間)
	総合医療保障コース(基本型)		総合医療保障コース(個人扱)
医療保障	総合医療保障コース(セット型)		
	入院医療費支援制度		
特定疾病保障	重病克服支援コース		重病克服支援コース(個人扱)
所得補償	長期療養収入補償コース		
老後の保障	積立年金		
	現職中	残余期間	きずなNEXT

※詳細は別途退職時にご案内します。 ※年齢は保険年齢です。
 ※きずなりレーコース(個人扱)、総合医療保障コース(個人扱)、重病克服支援コース(個人扱)について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。
 ※1 障害保険金、障害初期給付金は64歳までの本人が保障の対象です。
 ※きずな(生命保険部分)、きずな(損害保険部分)、きずなプラス、団体傷害補償制度、総合医療保障コース(基本型)、総合医療保障コース(セット型)、入院医療費支援制度、重病克服支援コース、長期療養収入補償コースの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。
 ※きずなりレーコース、総合医療保障コース(個人扱)、重病克服支援コース(個人扱)は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

きずな(災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付年金払 総合医療保障コース(基本型)(家族特約付短期入院特約付医療保障保険(団体型)特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険) 重病克服支援コース(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付) 付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型) きずなプラス(年金払特約付障害特約付新・団体定期保険)

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入)ください。

契約概要および注意喚起情報に記載されているきずなは、新・団体定期保険を指します。

契約概要【ご契約内容】

- 商品の仕組み**
企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。
- 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)**
本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
きずな	P3	P22	P9	P22
きずなプラス	P3		P17	
総合医療保障コース(基本型)	P4	P31	P27	P31
重病克服支援コース	P5	P42	P37	P39.42

- 配当金**
きずな、きずなプラス、総合医療保障コース(基本型)は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。重病克服支援コースは、配当金はありません。

- 脱退による返戻金**
きずな、きずなプラス、総合医療保障コース(基本型)、重病克服支援コースは、脱退(解約)による返戻金はありません。
- 引受保険会社**
明治安田生命保険相互会社
本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

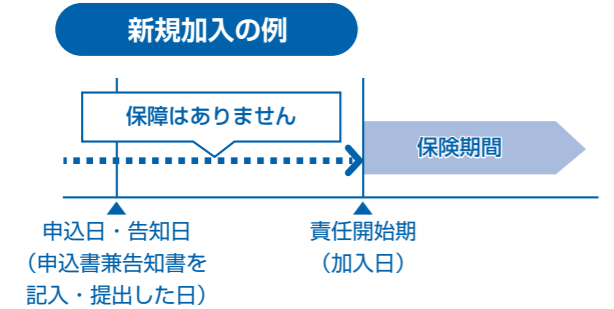
注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

- お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)**
この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。
- 告知に関する重要事項**
 - 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といえます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
 - 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。
 - 正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。
- 責任開始期(加入日)**
 - ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

次ページへ

契約概要・注意喚起情報【損害保険】

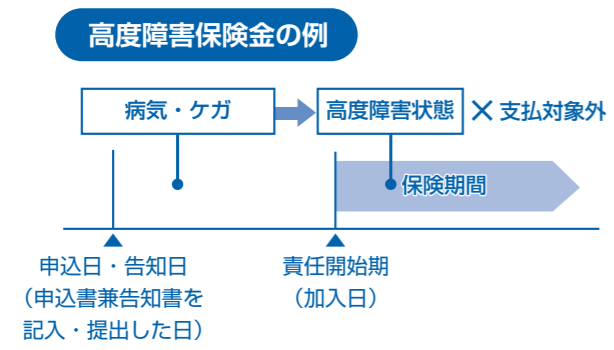
きずな(損害保険部分) (熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険) 団体傷害補償制度(個人補償タイプ) (賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険)
 総合医療保障コース(セット型) (医療保険) 団体傷害補償制度(家族補償タイプ) (賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付家族傷害保険)
 長期療養収入補償コース (精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険) 入院医療費支援制度 (医療保険)



■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。



■責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。
 ■重病克服支援コースについて、責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合や責任開始期(加入日)からその日を含めて90日以内に「乳房の悪性新生物(がん)」と診断確定された場合、特定疾病保険金等をお支払いできません。
 ■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。
 きずな **P24**、
 きずなプラス **P24**、
 総合医療保障コース(基本型) **P31**、
 重病克服支援コース **P39,42**

5 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

6 ご照会・ご相談窓口

制度内容【保障内容・保険料・配当金・各種手続き】等に関するご照会先
 本パンフレット記載の団体窓口

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先
 明治安田生命保険相互会社
 団体保険ご照会窓口 0120-661-320
 受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

7 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

■重病克服支援コースについては、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人が請求できない特別な事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求者が請求することができますので、指定代理請求者に対しては、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要および注意喚起情報に記載されているきずなは、団体定期保険を指します。

契約概要【ご契約内容】

- 商品の仕組み
 企業・団体の従業員・所属員等の方を被保険者とし、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。
- 加入資格・保険期間・補償内容・保険料・保険金のお支払い(支払事由)
 本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	補償内容 保険料	支払事由
きずな(損害保険部分)	P3	P25	P9・15・16	P25
総合医療保障コース(セット型)	P4	P34	P27~30	P34・35
長期療養収入補償コース	P5	P47	P45・46	P47
団体傷害補償制度(個人補償タイプ)	P6	P51	P49・50	P51~53
団体傷害補償制度(家族補償タイプ)				
入院医療費支援制度	P6	P55	P54・55	P55・56

※保険料は、毎回の更改時にご加入者数等に基づき、ご契約ごとに算出し変更することがあります。

※主な免責事由については、本パンフレットの【注意喚起情報】④ 保険金をお支払いできない主な場合をご覧ください。

- 満期返れい金・配当金
 この保険には、満期返れい金・配当金はありません。
- 脱退による返れい金
 この保険には、脱退による返れい金はありません。
- 引受損害保険会社(幹事会社)
 明治安田損害保険株式会社
 本社：東京都千代田区神田司町2-11-1
 電話番号：03-3257-3177(営業推進部)

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

- お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)
 この保険は、ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ)の適用がありません。
- 告知義務・通知義務等
 (1)お申込時にご注意いただきたいこと(申込書兼告知書記載上の注意事項)
 ■職業・職務や健康状態について
 お申込時においては事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。その告知した内容が事実と違っている場合には、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。特に、職業・職務や健康状態については十分ご注意ください。
 ■死亡保険金受取人について
 死亡保険金は法定相続人にお支払いします。被保険者の法定相続人以外の特定の方を死亡保険金受取人に定める場合は、必ず被保険者の同意を得てください。同意のないままにお申込みされた場合には、ご契約のその被保険者に対する部分が無効となります。
 (2)お申込後にご注意いただきたいこと

■職業または職務の変更について
 お申込後、職業または職務に変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または引受損

次ページへ

害保険会社にご通知ください。ご通知がない場合は、保険金を削減してお支払いすることやご契約のその被保険者に対する部分が解除されることがありますのでご注意ください。

なお、変更によって、以下の職業または職務に該当した場合は、ご契約を解除することがあります。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

■被保険者による保険契約の解除請求について
きずな(損害保険部分)、総合医療保障コース(セット型)、団体傷害補償制度(個人補償タイプ)、団体傷害補償制度(家族補償タイプ)、入院医療費支援制度では、被保険者となることに同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、企業・団体窓口にご連絡ください。

※お申込みのご契約が団体傷害補償制度(家族補償タイプ)の場合は、本内容について、被保険者となるご家族全員にもお伝えください。

③ 責任開始期

保険責任は、保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時に始まります。

④ 保険金をお支払いできない主な場合

■責任開始期前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金をお支払いできません。

■上記を含め保険金をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

きずな(損害保険部分) **P26**、
総合医療保障コース(セット型) **P34**、
長期療養収入補償コース **P47**、
団体傷害補償制度(個人補償タイプ) **P53**、
団体傷害補償制度(家族補償タイプ) **P53**、
入院医療費支援制度 **P56**

⑤ 補償の重複

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、

当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。^(注)

(注) 1 契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなる可能性がありますので、ご注意ください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく補償項目		補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
家族傷害保険	普通傷害保険	各種賠償責任補償特約
	各種賠償責任補償特約	各種賠償責任補償特約
	団体長期障害所得補償保険	所得補償保険 団体長期障害所得補償保険

⑥ 保険会社破綻時等の取扱い

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。

⑦ 事故が起こった場合等のご連絡先

■事故が起こった場合、保険金支払事由が生じた場合、または就業障害が開始した場合には、遅滞なく企業・団体窓口または引受損害保険会社にご連絡ください。

■賠償事故の示談交渉は必ず引受損害保険会社にご相談いただきながらおすすめてください。事前のご相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

⑧ ご照会・ご相談窓口

制度内容等に関する照会・相談窓口

制度内容等に関するご照会・ご相談は、「パンフレット」記載の企業・団体窓口へお問い合わせください。

引受損害保険会社の苦情・相談窓口

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。
明治安田損害保険株式会社 お客様相談室
0120-255-400
[フリーダイヤル(無料)]
【受付時間】午前9時～午後5時
(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

一般社団法人 日本損害保険協会
そんぽADRセンター
<保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関)>

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行なうことができます。

一般社団法人日本損害保険協会
そんぽADRセンター
0570-022808 [ナビダイヤル(有料)]
※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。
【受付時間】午前9時15分～午後5時
(土、日、祝日および年末年始を除きます。)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)